

終身共濟事業細則

終身共済事業細則

目 次

【総 則】

第1条 (通 則) ······	1
------------------	---

【共済契約関係者】

第2条 (組合員と同一の世帯に属する者の範囲) ······	1
第3条 (生計を共にする者の範囲) ······	1
第4条 (被共済者となることができない職業) ······	1
第5条 (共済金額を制限する職業) ······	1
第6条 (死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) ······	2

【共済契約の締結・変更等】

第7条 (共済契約の申込みの撤回) ······	2
第8条 (生年月日および性別の訂正) ······	2
第9条 (条件付加入制度) ······	2
第10条 (特定疾病加入制度) ······	3
第11条 (共済掛金が未払となった場合の払込票扱い) ······	3
第12条 (共済掛金の払込方法の変更) ······	4
第13条 (指定発効日) ······	4
第14条 (この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度) ······	4
第15条 (移行契約) ······	5
第16条 (共済金額の減額) ······	5
第17条 (その他の反社会的勢力の定義) ······	6
第18条 (共済契約者が死亡したときの共済契約の承継) ······	6
第19条 (解約返戻金等の請求) ······	6
第20条 (終身医療共済の解約返戻金) ······	7

【共済金等の請求および支払い】

第21条 (共済金請求時および共済掛金の払込免除請求時の提出書類) ······	7
第22条 (共済金の支払方法) ······	8
第23条 (代理人の共済金請求に関する決定通知) ······	8
第24条 (共済金受取人が複数いる場合の取扱い) ······	8
第25条 (移行契約における発効前の共済事故の取扱い) ······	8
第26条 (移行契約における共済金支払いの取扱い) ······	8
第27条 (移行契約の解除の特例) ······	9
第28条 (生死不明の状態) ······	9

第29条（重度障害の取扱い）	9
第30条（障害等級の認定）	10
第31条（入院の定義）	10
第32条（病院または診療所の定義）	10
第33条（「医師」他の定義）	10
第34条（健康保険の範囲）	11
第35条（臓器等の定義）	11
第36条（薬物依存の定義）	11
第37条（他覚症状の定義）	11
第38条（すでに罹患していた疾病の定義）	11
第39条（急激かつ偶然な外因による事故の定義）	12
第40条（同一の原因による入院の取扱い）	12
第41条（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）	12
第42条（死亡共済金額および重度障害共済金額の適用）	12
第43条（疾病入院共済金額および災害入院共済金額の適用）	12
第44条（疾病手術共済金額および災害手術共済金額の適用）	13
第45条（リビングニーズ共済金の額の計算方法）	13
第46条（感染症における事故日の取扱い）	13

【契約者割戻金】

第47条（契約者割戻金の割り当て）	13
第48条（据置割戻金に対する利息）	13
第49条（契約者割戻金の支払い）	13
第50条（据置割戻金の通知）	14

【インターネット扱い】

第51条（電磁的方法による共済契約の申込み）	14
第52条（電磁的方法による共済契約の手続き）	14
第53条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）	16
第54条（重複の回避）	16

【事業の実施方法】

第55条（改廃）	16
付 則	16
別表第1 共済契約の型	19
別表第2 各共済契約の型の共済掛金額	20

終身共済事業細則

【総 則】

(通 則)

第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、終身共済事業規約（以下「規約」といいます。）第77条（細則）にもとづき、この細則を定めます。

【共済契約関係者】

（組合員と同一の世帯に属する者の範囲）

第2条 規約第6条（共済契約者の範囲）に定める「組合員と同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている者をいい、必ずしも親族であることを要しません。

（生計を共にする者の範囲）

第3条 前条ならびに規約第7条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。

（被共済者となることができない職業）

第4条 規約第7条（被共済者の範囲）第3項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次の各号に定めるものとします。

- (1) オートテスター（自動車・オートバイ）その他これに類するもの
- (2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの
- (3) その他前2号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの

2. 第15条（移行契約）に定める移行契約において、引き続き移行前の共済契約と同額の範囲内で共済契約を締結する場合に限り、この会は、前項の規定を適用しません。

（共済金額を制限する職業）

第5条 規約第49条（死亡共済金額および重度障害共済金額）第3項、第54条（疾病入院共済金額）第3項、第58条（疾病手術共済金額）第3項、第62条（災害入院共済金額）第3項および第66条（災害手術共済金額）第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次の各号に定めるものとします。

- (1) 前条に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの
- (2) 登山家、登山ガイド
- (3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの
- (4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの
- (5) 坑内、隧道（トンネル）内作業に従事するもの
- (6) ハイサー、タクシー運転手
- (7) その他前6号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの

2. 第15条（移行契約）に定める移行契約において、引き続き移行前の共済契約と同額の範囲内で共済契約を締結する場合に限り、この会は、前項の規定を適用しません。

(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)

- 第6条 規約第9条（共済金受取人）第4項第2号に定める「その他細則に定める前号に準ずると認められる者」または規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項第4号に定める「その他細則に定める前3号に準ずると認められる者」とは、共済契約者と住居および生計を同一にしている等、共済契約者の日常生活に密接な関係にある者（以下「日常生活に密接な関係にある者」といいます。）をいいます。
2. 日常生活に密接な関係にある者を死亡共済金受取人または指定代理請求人に指定または変更するにあたっては、共済契約者に配偶者がいないこと、および共済契約者と被共済者が同一人であること等の条件を満たす必要があります。
 3. 日常生活に密接な関係にある者として同性パートナー（戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者をいいます。）を指定するにあたっては、前項の条件に加えて指定時において共済契約者と当該同性パートナーが同居していること、および当該同性パートナーに配偶者がいないことの条件を満たす必要があります。
 4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第5項に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。

【共済契約の締結・変更等】

(共済契約の申込みの撤回)

第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第6項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名のうえこの会に提出するものとします。

- (1) 共済契約の種類および共済金額
- (2) 申込日
- (3) 共済契約申込者の氏名および住所
- (4) 被共済者の氏名

(生年月日および性別の訂正)

第8条 規約第12条（共済契約の申込み）第8項にもとづき、被共済者の生年月日または性別に誤りがあった場合には、この会は、被共済者の正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた当該共済契約の共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。

(条件付加入制度)

第9条 この会は、特定の疾病につき追加の告知を求めたうえで、共済金の支払いを免責とする等の条件を付して共済契約を引き受けること（以下「条件付加入制度」といい、条件

付加入制度を適用して引き受けた共済契約を「条件付加入契約」といいます。) ができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込む場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。

3. 第15条(移行契約)の規定により共済契約を締結するにあたって、移行前の契約が「条件付加入契約」である場合には、移行契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。

4. 規約第56条(疾病入院共済金)第7項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病(以下「免責疾病」といいます。)以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。

(1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき

(2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき

(特定疾病加入制度)

第10条 この会は、特定の疾病につき追加の告知を求めたうえで共済契約を引き受けること(以下「特定疾病加入制度」といいます。)ができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込む場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。

(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)

第11条 共済契約者は、規約第12条(共済契約の申込み)第4項および第15条(共済掛金の払込方法および払込期日)第2項に定める「第19条(共済掛金の払込経路)に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払い込みができなかつた場合、規約第20条(共済掛金の口座振替)第4項、第6項および第7項、ならびに第102条(共済掛金の払込み)第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと(以下「払込票扱い」といいます。)ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限ります。

2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。

(1) 支払期限は、規約第12条(共済契約の申込み)第4項に定めるとおりとします。

(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。

(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第20条(共済掛金の口座振替)第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。

3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。
- (1) 支払期限は、規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。
 - (2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の払い込みができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。
 - (3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第20条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。
4. この会は、払込票扱いの払い込む共済掛金について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。

(共済掛金の払込方法の変更)

第12条 共済契約者は、規約第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第1項に定める共済掛金の払込方法のうち、月払から年払または年払から月払に払込方法を変更することができます。

2. 前項の変更をおこなう場合、共済契約者は、この会所定の書類に必要事項を記入し、この会に提出しなければなりません。
3. 前項の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更します。

(指定発効日)

第13条 規約第14条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、この会は、共済契約者の了承を得て、共済契約の申込日の翌日以後の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。

2. 前項の場合において、この会が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなしあつ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）

第14条 規約第49条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第54条（疾病入院共済金額）、および第62条（災害入院共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。

- (1) 死亡共済金額および重度障害共済金額
発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する生命共済、またはこども共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円とします。（生命共済またはこども共済の災害死亡共済金と災害重度障害共済金を含みます。）
- (2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額
この会の実施する生命共済またはこども共済および定期生命共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。
- (3) 前2号にかかわらず、発効日において第5条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、この会の実施する定期生命共済と通

算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。

(移行契約)

第15条 共済契約者は、被共済者について、この会の実施する生命共済または定期生命共済（以下、それぞれ「生命共済」「定期生命共済」といいます。）の契約の共済期間の中途または満了後に終身共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済または定期生命共済の契約について解約または満了すると同時に終身共済の契約を締結することができます。ただし、「終身生命共済」単独の契約を締結することはできません。

2. 前項の規定により、この会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。
3. 移行契約の締結にあたっては、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の規定にかかわらず、被共済者となることのできる者の年齢は共済契約の発効日において満50歳以上満71歳未満とします。
4. 前3項の規定にかかわらず、生命共済または定期生命共済の契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、終身共済の契約を締結することはできません。
 - (1) 生命共済または定期生命共済の契約の申込日から終身共済の発効日までの継続期間が2年未満の契約
 - (2) 定期生命共済の「生命型」および特例加入制度により締結した「65歳以上専用歳満期型」の契約
 - (3) 生命共済の契約で、共済掛金の月額が1,000円以下、かつ、終身共済の発効日における被共済者の年齢が満65歳未満となる契約
5. 移行契約の申込みにあたっては、規約第12条（共済契約の申込み）第1項、第2項、第3項および第8項の規定を準用します。
6. 移行契約の申込みの諾否については、規約第13条（共済契約申込みの諾否）を準用します。
7. 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。
8. 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第5項および第17条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。
9. 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。
10. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。

(共済金額の減額)

第16条 共済契約者は、規約第24条（共済金額の減額）の規定により共済金額の減額をおこなう場合には、この会所定の書面に署名のうえ、提出しなければなりません。

2. 前項の規定により共済金額を減額する場合の減額の単位は、共済契約の種類ごとに次の各号のとおりとします。

(1) 「終身生命共済」

共済金額の単位は100万円とします。

ただし、別表第1「共済契約の型」第1項第1号に定める終身生命共済の型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な最も低い型の共済金額未満に減額することはできません。

(2) 「終身医療共済」

共済金額の単位は、別表第1「共済契約の型」第1項第2号に定める終身医療共済の型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な型とします。なお、疾病入院共済金、疾病手術共済金、災害入院共済金および災害手術共済金のいずれかの共済金額の減額があった場合には、すべての共済金について同時に同額の共済金額の減額をするものとします。

(その他の反社会的勢力の定義)

第17条 規約第41条（重大事由による共済契約の解除）第1項第4号アに定める「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。

(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)

第18条 規約第26条（共済契約による権利義務の承継）第3項に定める「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。

(解約返戻金等の請求)

第19条 規約第36条（共済契約の失効）、第37条（共済契約の解約）、第40条（告知義務違反による共済契約の解除）、第41条（重大事由による共済契約の解除）、第43条（消滅の場合の解約返戻金）または第48条（共済契約の終了の場合の前納共済掛金の返還）にもとづき解約返戻金または前納共済掛金の残額相当額を請求する場合（あわせてその他の返戻金または割戻金を請求する場合を含みます。）、共済契約者は、この会所定の解約届兼返戻金請求書またはその他の請求書と共に共済契約者の印鑑登録証明書を提出しなければなりません。

2. 共済契約者は、前項の規定によるほか、次の各号の場合には、被共済者の死亡の事実を確認できる書類（住民票等）を提出しなければなりません。

(1) 規約第93条（共済掛金払込期間満了後の無解約返戻金契約の解約返戻金額）の規定のうち、共済契約の消滅により解約返戻金等を請求するとき

(2) 「終身医療共済」の契約の消滅により前納共済掛金の残額相当額等を請求するとき

3. この会は、前2項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

4. この会は、解約返戻金、前納共済掛金の残額相当額およびその他の返戻金を規約第20

条（共済掛金の口座振替）第1項第1号に定める指定口座に支払うことができます。
 （終身医療共済の解約返戻金）

第20条 「終身医療共済」の共済契約においては、規約第16条（共済掛金の払込期間）第1項第1号に定める終身払および、第2号に定める短期払において払い込みを終えていない場合は、未経過共済掛金を含み解約返戻金を支払いません。

【共済金等の請求および支払い】

（共済金請求時および共済掛金の払込免除請求時の提出書類）

第21条 規約第30条（共済金の支払請求）、第90条（共済掛金の払込免除の請求）および第99条（リビングニーズ共済金の請求）に定める「細則に定める提出書類」とは、次の各号のとおりです。

(1)	死亡共済金	死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書
(2)	重度障害共済金	障害診断書 共済金受取人の印鑑登録証明書
(3)	リビングニーズ共済金	診断書（リビングニーズ用） 共済金受取人の印鑑登録証明書
(4)	疾病入院共済金	診断書（治療証明書）
(5)	疾病手術共済金	診断書（治療証明書）
(6)	災害入院共済金	診断書（治療証明書） 不慮の事故であることを証する書類
(7)	災害手術共済金	診断書（治療証明書） 不慮の事故であることを証する書類
(8)	共済掛金の払込免除	障害診断書

*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（リビングニーズ用）」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。

2. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人、および同第5項に定める代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合または共済掛金の払込免除を請求する場合は、前項に定める書類に加えて次の各号の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第3号の書類の提出で足りるものとします。

(1) 共済契約者または共済金受取人に、第6条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第4項に定める事情があることを示す書類（診断

書等)

- (2) 共済契約者または共済金受取人に、成年後見人等が登記されていないことの証明書
- (3) 共済契約者または共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）
- (4) 指定代理請求人に、規約第10条（共済金受取人の代理人）第5項第1号に定める事情があることを示す書類（住民票、診断書等）
- (5) 代理請求人の印鑑登録証明書
- (6) この会所定の念書

3. この会は、前2項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

（共済金の支払方法）

- 第22条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項、第5項および第31条（共済金の支払い）第1項に定める「細則に定める方法」とは、この会の事務所にて支払う方法またはこの会が指定する金融機関等の口座に振り込む方法とします。
2. 前項の規定によりこの会が指定する金融機関等の口座に共済金を振り込む場合、振込先は共済金受取人の名義の口座とします。ただし、規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会の了承を得たときは、指定代理請求人の名義の口座を指定することができます。なお、規約第20条（共済掛金の口座振替）に定める口座振替により共済掛金を払い込んでいる場合、共済金受取人または代理人は、同第1項第1号に定める指定口座を指定することができます。
3. この会は、規約第2条（事業）に定める基本契約における共済金ごとに支払うことができます。

（代理人の共済金請求に関する決定通知）

- 第23条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項および第5項の規定により、代理人から共済金の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。

（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

- 第24条 この会は、規約第9条（共済金受取人）第14項に定める代表者が共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。

（移行契約における発効前の共済事故の取扱い）

- 第25条 この会は、移行の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合において、移行前の契約では手術に関する特約を付帯していないときは、規約第22条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項第1号を準用し、共済期間中の事由とみなして災害手術共済金を支払います。

（移行契約における共済金支払いの取扱い）

- 第26条 第15条（移行契約）に定める移行した契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。

（1）移行前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額

によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。

- (2) 前号に当てはまらない部分については、移行の申込日から起算して共済金を支払います。

2. 移行をした契約における各共済金の支払限度日数の判断は、当該契約における入院日数と移行前の契約の共済期間中の入院日数を通算のうえおこないます。ただし、規約第56条(疾病入院共済金)第3項および第64条(災害入院共済金)第2項の、通算して1,000日を限度とする規定は、移行契約発効日以後の入院日数のみ通算します。

(移行契約の解除の特例)

第27条 移行契約申込みの際の告知義務違反により、移行契約が解除されるとき、この会は、
移行契約の申込みはおこなわれなかつたものとし、移行前の契約は終了しなかつたもの
として取り扱うことができます。

(生死不明の状態)

第28条 この会は、次の各号に掲げるいづれかの事由に該当する場合には、規約第32条(生死不明の場合の共済金の支払い)にもとづき次の各号に掲げる日において被共済者が死亡したものとみなして規約第51条(死亡共済金および重度障害共済金)の規定を適用します。

(1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき

普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。

(2) 被共済者が船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき

ア. 航空機の事故の場合 30日

イ. 船舶の事故の場合 3ヶ月

ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年

その危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。

ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、被共済者が死亡したものと認められるときは、死亡共済金を支払うことができます。

2. 前項の規定により、死亡共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合において、当該死亡共済金受取人は、この会に対して規約第32条(生死不明の場合の共済金の支払い)第2項の規定に同意する念書を提出することを要します。

(重度障害の取扱い)

第29条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。

2. この会は、次の各号のいづれかに該当する場合、重度障害について症状が固定したものとみなします。

(1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいづれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき

(2) 不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項

に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき

- (3) 不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年目において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。）

（障害等級の認定）

第30条 規約第51条（死亡共済金および重度障害共済金）における重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。

（入院の定義）

第31条 規約第56条（疾病入院共済金）および第64条（災害入院共済金）における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 前項における「入院」に該当するかどうかは、主治医の判断だけでなく、この会において治療内容、他覚的所見の有無、生活状況等を確認のうえ、入院時の医学的水準等に照らして判断します。入院中に「入院」に該当しなくなった場合、入院は終了したものとみなし、「入院」に該当しなくなった日の前日を退院日とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、規約第56条（疾病入院共済金）および第64条（災害入院共済金）については、脱臼、骨折、打撲および捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。
4. 前3項の規定にかかわらず、健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないものは、入院と認めません。ただし、次の各号の条件をいずれも満たす場合は、この限りではありません。

（1）傷病名が「性同一性障害」（「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」（以下「分類提要」といいます。）の分類がF64）であること

（2）社団法人日本精神神経学会『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン』に則り診断または治療がおこなわれていること

（病院または診療所の定義）

第32条 規約第56条（疾病入院共済金）第1項および第64条（災害入院共済金）第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。

2. 前条第2項に該当する場合には、柔道整復師の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。
3. 第1項に定める病院または診療所と同等であると認められる場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準ずるものとします。

（「医師」他の定義）

第33条 規約第56条（疾病入院共済金）第5項、第64条（災害入院共済金）第4項および別表
第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。

2. 第31条（入院の定義）における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。

（健康保険の範囲）

第34条 第31条（入院の定義）第4項および規約第60条（疾病手術共済金）第5項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。

- (1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）
- (6) 船員組合法（昭和22年9月1日法律第100号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

（臓器等の定義）

第35条 規約第56条（疾病入院共済金）第9項および第60条（疾病手術共済金）第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髓および皮膚をいいます。

（薬物依存の定義）

第36条 規約第57条（疾病入院共済金を支払わない場合）第1項第3号および第65条（災害入院共済金を支払わない場合）第1項第3号における「薬物依存」とは、分類提要の分類（F11～F19）によります。ただし、次の各号の場合を除きます。

- (1) 医療行為によってその状態に至った場合
- (2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合

（他覚症状の定義）

第37条 規約第57条（疾病入院共済金を支払わない場合）第1項第4号および第65条（災害入院共済金を支払わない場合）第1項第7号における「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。

（すでに罹患していた疾病的定義）

第38条 規約第51条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項、第56条（疾病入院共済金）第2項、第60条（疾病手術共済金）第2項、第89条（共済掛金の払込みを免除しない場合）第1項第2号および第97条（リビングニーズ共済金）第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。

(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合

(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合

(急激かつ偶然な外因による事故の定義)

第39条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める「急激かつ偶然な外因による事故」とは、次の各号の条件をすべて満たす事故をいいます。

(1) 「急激」とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)

(2) 「偶然」とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。

(3) 「外因」とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

(同一の原因による入院の取扱い)

第40条 規約第56条(疾病入院共済金) 第4項および第64条(災害入院共済金) 第3項における「同一の原因」による入院には、傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の傷病による入院を含みます。

(申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い)

第41条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術を受けた場合、疾病を原因とする入院または手術とみなして規約第56条(疾病入院共済金) および第60条(疾病手術共済金) の規定を適用します。

(死亡共済金額および重度障害共済金額の適用)

第42条 規約第51条(死亡共済金および重度障害共済金) 第1項における共済金額は、死亡または重度障害となったときの共済金額とします。

2. 規約第97条(リビングニーズ共済金) におけるリビングニーズ共済金額を算出する際の死亡共済金額は、リビングニーズ共済金の請求日における共済金額とします。

(疾病入院共済金額および災害入院共済金額の適用)

第43条 規約第56条(疾病入院共済金) 第1項および第64条(災害入院共済金) 第1項における各共済金額は、入院開始時の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第56条(疾病入院共済金) 第1項および第64条(災害入院共済金) 第1項に定める入院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の入院期間については、各共済金額は、減額となった共済金額とします。

3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に移行契約の申込みがなされ、共済金額が増額となる場合、移行契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始したときは、規約第64条(災害入院共済金) 第1項における災害入院共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第56条(疾病入院共済金) 第9項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとし

ます。

(疾病手術共済金額および災害手術共済金額の適用)

第44条 規約第60条（疾病手術共済金）第1項および第68条（災害手術共済金）第1項における各共済金額は、手術を受けたときの共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に移行契約の申込みがなされ、共済金額が増額となる場合、移行契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする手術を受けたときは、規約第68条（災害手術共済金）第1項における災害手術共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第60条（疾病手術共済金）第5項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。

(リビングニーズ共済金の額の計算方法)

第45条 規約第97条（リビングニーズ共済金）第2項に定める共済金額から差し引く金額は次の各号に定める計算に基づく金額とするものとします。

- (1) 共済金額から差し引く利息相当額は、当該共済契約の死亡共済金および重度障害共済金にかかる共済掛金の算出に使用する予定利率を用いて計算します。
- (2) 共済金額から差し引く共済掛金相当額は、当該共済契約に適用されている共済掛金のうち、共済金額に対応する部分を基礎として計算した、請求日の翌日以後最初に到来する払込応当日以後請求日の翌日から6カ月間に到来する発効日の月応当日の数に対応する月払共済掛金額から、前項に掲げる予定利率により計算した請求日から払込応当日までの期間の利息相当額を差し引いた額とします。

(感染症における事故日の取扱い)

第46条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故が発生した日として取扱います。

【契約者割戻金】

(契約者割戻金の割り当て)

第47条 規約第70条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度末に有効な共済契約」とは、事業年度の決算日の24時までの効力を有する共済契約とします。

2. 当該事業年度の決算日に有効であっても、共済掛金の払い込みがなされていない共済契約については、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。

(据置割戻金に対する利息)

第48条 規約第70条（契約者割戻金）第2項に定める「割当日」とは、当該事業年度の決算日の翌日をいい、割当日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息をつけるものとします。

(契約者割戻金の支払い)

第49条 規約第70条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金につき、この会は、次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。

- (1) 共済契約者が指定する金融機関の口座への振込みによる支払い
 - (2) 第 53 条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い
2. 共済期間中に消滅した共済契約については、消滅日時点の残高の据置割戻金、消滅日までの未繰入れの据置利息および期中割当がおこなわれる場合の契約者割戻金の合計額を、消滅日の翌日以降に支払います。
3. 前項の場合を除き、共済期間中に終了した共済契約については、終了日時点の残高の据置割戻金および終了日までの未繰入れの据置利息の合計額を、終了日の翌日以降に支払います。
4. 共済期間中に契約者割戻金の請求がなされた共済契約については、支払請求受付日時点の残高の据置割戻金および支払請求受付日までの未繰入れの据置利息の合計額を、支払請求受付日の翌日以降に支払います。

(据置割戻金の通知)

第50条 共済契約者に対する据置割戻金残高等の通知は、事業年度ごとにおこないます。

【インターネット扱い】

(電磁的方法による共済契約の申込み)

- 第 51 条 共済契約申込者は、規約第 12 条（共済契約の申込み）第 1 項に定める「共済契約申込書」および第 2 項に定める「この会の定める所定の書面」の提出に代えて、この会の定める電磁的方法により共済契約の申込み手続きをおこなうことができます。
2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第 20 条（共済掛金の口座振替）第 4 項の規定にかかわらず、払い込みできなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第 2 項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。なお、この払い込みができなかった場合の取扱いは、同第 4 項の規定を準用します。
3. 第 1 項に規定する共済契約の申込み手続きは、次の各号に定めるとおりです。
- (1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」といいます。）に規約第 12 条（共済契約の申込み）に定める事項を入力し、この会に送信します。
 - (2) 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した告知事項に対し、事実を正確に入力し、この会に送信します。
 - (3) この会は前 2 号で入力された事項の受信をもって、共済契約申込書が提出されたものとみなし、この日を共済契約申込書提出の日とみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法または書面で共済契約申込者に通知します。
4. 本条による申込み手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の申込みに対応している場合に限りおこなうことができます。

(電磁的方法による共済契約の手続き)

第 52 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める

書式の提出に代えて、次項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。

- (1) 規約第9条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更
- (2) 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更

- (3) 規約第27条（共済契約者の通知義務）第1項に定める共済契約者等の氏名の変更
- (4) 規約第27条（共済契約者の通知義務）第1項に定める住所の変更

2. 前項第1号に規定する死亡共済金受取人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい死亡共済金受取人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。

- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

3. 第1項第2号に規定する指定代理請求人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい指定代理請求人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。

- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。

- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

5. 第1項第4号に規定する住所変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の住所を入力し、この会に送信します。

- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

6. 本条による手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の手続きに対応している場合に限ります。

(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)

第53条 共済契約者は、契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの振替」または「この会の会員の扱うポイントへの振替」(以下、総じて「電子マネー等への振替」といいます。)とすることができます。

2. 前項に定める電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。

(重複の回避)

第54条 第51条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第12条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第51条を適用します。

2. 第52条(電磁的方法による共済契約の手続き)に定める共済契約の手続きが、規約第9条(共済金受取人)第5項および第10条(共済金受取人の代理人)第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第27条(共済契約者の通知義務)第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第52条を適用します。

【事業の実施方法】

(改 廃)

第55条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもっておこないます。

付 則

(2011年1月20日設定)

1. この細則は2011年(平成23年)9月1日から施行します。
2. 第13条第3項は2012年1月1日から適用し、適用の日から1年を経過した日に効力を失います。

付 則

(2013年1月17日細則一部改正)

1. この細則は2013年(平成25年)9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項にかかわらず、第23条(入院の定義)の規定は、2013年(平成25年)1月18日以後に発生した共済事故から適用します。

付 則

(2013年5月30日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2013年（平成25年）9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる改定後の規定は2013年（平成25年）5月31日以後発生する共済事故より適用します。

第37条（条件付加入）

第38条（重度障害の取扱い）

第39条（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

第40条（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）

付 則

(2014年（平成26年）5月29日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2014年9月1日より施行します。
2. 前項の規定にかかわらず、第20条（共済金の支払方法）については、2014年7月1日より施行します。
3. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2015年（平成27年）7月9日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2015年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2016年（平成28年）5月26日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2016年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2016年（平成28年）7月14日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2016年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2017年（平成29年）5月25日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2017年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2018年（平成30年）5月24日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2018年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2019年（令和元年）5月30日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2019年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2020年（令和2年）5月27日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2020年9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

付 則

(2020年（令和2年）11月12日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2021年1月1日より施行します。

別表第1 共済契約の型

(1) 終身生命共済の型

契約の種類 区分	生命100万円型	生命200万円型	生命300万円型	生命500万円型	生命1,000万円型
	口数	口数	口数	口数	口数
死亡・重度障害共済金	10	20	30	50	100
発効時年齢 (※1)	満60歳～満70歳	0歳～満14歳 (※2) 満45歳～満70歳	0歳～満70歳	0歳～満70歳	満15歳～満60歳

※1 発効時年齢において選択できる払込方法は別表第2の各共済契約の型の共済掛金額に定めます。

※2 こども共済事業細則別表第1に定める共済契約の型のJ2000-1型もしくはJ2000-2型の共済契約を締結している場合のみ選択できます。

(2) 終身医療共済の型

契約の種類 区分	医療2,000円型	医療3,000円型	医療5,000円型	医療10,000円型
	口数	口数	口数	口数
疾病入院共済金	2	3	5	10
疾病手術共済金	2	3	5	10
災害入院共済金	2	3	5	10
災害手術共済金	2	3	5	10
発効時年齢(※1)	満65歳～満70歳 (※2)	満50歳～満70歳 (※2)	0歳～満70歳	0歳～満60歳

※1 発効時年齢において選択できる払込方法は別表第2の各共済契約の型の共済掛金額に定めます。

※2 満65歳～満70歳での医療2,000円型への申込み、および満50歳～満59歳での医療3,000円型への申込みは、生命共済事業規約および定期生命共済事業規約からの移行時のみです。

別表第2 各共済契約の型の共済掛金額

終身共済事業における各共済契約の型の共済掛金額は以下の通りです。単位はすべて円です。
なお、一時払・全期前納の払込方法は、2017年9月1日発効以後、取扱いはありません。

1. 「終身生命共済」の各共済契約の型の共済掛金額

(1) 生命100万円型（女性の場合）

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納	
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了				
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	3,130	36,200	-	-	-	-	7,280	85,530	777,050	836,403	
61	3,260	37,740	-	-	-	-	-	-	786,090	-	
62	3,400	39,390	-	-	-	-	-	-	795,210	-	
63	3,560	41,170	-	-	-	-	-	-	804,420	-	
64	3,730	43,050	-	-	-	-	-	-	813,580	-	
65	3,900	45,060	-	-	-	-	-	-	822,700	-	
66	4,090	47,200	-	-	-	-	-	-	831,800	-	
67	4,290	49,510	-	-	-	-	-	-	840,890	-	
68	4,510	51,990	-	-	-	-	-	-	849,990	-	
69	4,750	54,640	-	-	-	-	-	-	859,010	-	
70	5,000	57,500	-	-	-	-	-	-	867,960	-	

(2) 生命100万円型（男性の場合）

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納	
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了				
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
60	4,000	46,180	-	-	-	-	8,040	94,140	827,480	920,601	
61	4,190	48,290	-	-	-	-	-	-	836,090	-	
62	4,390	50,570	-	-	-	-	-	-	844,790	-	

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
63	4,600	53,050	-	-	-	-	-	-	853,590	-
64	4,840	55,660	-	-	-	-	-	-	862,200	-
65	5,080	58,420	-	-	-	-	-	-	870,650	-
66	5,340	61,360	-	-	-	-	-	-	878,950	-
67	5,620	64,500	-	-	-	-	-	-	887,130	-
68	5,920	67,860	-	-	-	-	-	-	895,230	-
69	6,240	71,450	-	-	-	-	-	-	903,150	-
70	6,590	75,280	-	-	-	-	-	-	910,940	-

(3) 生命200万円型（女性の場合）

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	1,360	15,700	1,660	19,060	1,580	18,200	1,520	17,480	-	1,035,412
1	1,400	15,960	1,680	19,460	1,600	18,560	1,540	17,820	-	1,042,921
2	1,420	16,240	1,720	19,880	1,640	18,940	1,580	18,160	-	1,049,882
3	1,440	16,520	1,760	20,340	1,680	19,340	1,600	18,520	-	1,057,436
4	1,460	16,820	1,800	20,800	1,700	19,760	1,640	18,900	-	1,065,534
5	1,480	17,120	1,840	21,300	1,740	20,200	1,680	19,300	-	1,074,129
6	1,520	17,440	1,880	21,800	1,780	20,660	1,700	19,720	-	1,083,173
7	1,540	17,760	1,920	22,340	1,820	21,120	1,740	20,140	-	1,091,533
8	1,580	18,100	1,980	22,900	1,860	21,620	1,780	20,580	-	1,100,274
9	1,600	18,460	2,020	23,480	1,920	22,140	1,820	21,040	-	1,109,346
10	1,640	18,820	2,080	24,080	1,960	22,660	1,860	21,520	-	1,118,700
11	1,660	19,180	2,120	24,700	2,000	23,220	1,900	22,020	-	1,128,285
12	1,700	19,560	2,180	25,360	2,060	23,800	1,940	22,540	-	1,138,051

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
13	1,740	19,960	2,240	26,040	2,100	24,400	2,000	23,060	-	1,146,953
14	1,760	20,360	2,300	26,760	2,160	25,020	2,040	23,620	-	1,156,942
45	3,700	42,940	8,260	97,040	6,460	75,820	5,400	63,300	-	1,491,529
46	3,820	44,260	8,900	104,520	6,840	80,240	5,660	66,300	-	1,503,398
47	3,940	45,640	9,620	113,120	7,260	85,140	5,940	69,580	-	1,515,735
48	4,060	47,080	10,480	123,160	7,720	90,620	6,240	73,140	-	1,527,747
49	4,180	48,600	11,480	135,000	8,240	96,780	6,560	77,040	-	1,539,831
50	4,320	50,200	12,680	149,220	8,820	103,740	6,940	81,320	-	1,551,777
51	4,480	51,880	-	-	9,500	111,700	7,340	86,060	-	1,563,948
52	4,620	53,660	-	-	10,280	120,900	7,780	91,320	-	1,576,058
53	4,780	55,540	-	-	11,200	131,600	8,280	97,200	-	1,588,241
54	4,960	57,540	-	-	12,260	144,260	8,840	103,820	-	1,600,554
55	5,140	59,660	-	-	13,560	159,420	9,480	111,300	-	1,612,593
56	5,340	61,900	-	-	-	-	10,200	119,860	-	1,624,840
57	5,540	64,280	-	-	-	-	11,040	129,720	-	1,636,928
58	5,760	66,820	-	-	-	-	12,020	141,220	-	1,649,030
59	6,000	69,520	-	-	-	-	13,180	154,800	-	1,661,068
60	6,260	72,400	-	-	-	-	14,560	171,060	1,554,100	1,672,807
61	6,520	75,480	-	-	-	-	-	-	1,572,180	-
62	6,800	78,780	-	-	-	-	-	-	1,590,420	-
63	7,120	82,340	-	-	-	-	-	-	1,608,840	-
64	7,460	86,100	-	-	-	-	-	-	1,627,160	-
65	7,800	90,120	-	-	-	-	-	-	1,645,400	-
66	8,180	94,400	-	-	-	-	-	-	1,663,600	-
67	8,580	99,020	-	-	-	-	-	-	1,681,780	-
68	9,020	103,980	-	-	-	-	-	-	1,699,980	-
69	9,500	109,280	-	-	-	-	-	-	1,718,020	-
70	10,000	115,000	-	-	-	-	-	-	1,735,920	-

(4) 生命200万円型（男性の場合）

発効時年齢	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
0	1,560	17,940	1,820	20,980	1,740	20,100	1,680	19,380	-	1,147,957
1	1,580	18,260	1,860	21,440	1,780	20,500	1,720	19,760	-	1,156,460
2	1,620	18,600	1,900	21,920	1,820	20,940	1,740	20,160	-	1,165,508
3	1,640	18,940	1,940	22,420	1,840	21,380	1,780	20,560	-	1,173,914
4	1,680	19,320	1,980	22,940	1,880	21,860	1,820	21,000	-	1,183,927
5	1,700	19,680	2,020	23,480	1,940	22,360	1,860	21,460	-	1,194,342
6	1,740	20,080	2,080	24,060	1,980	22,860	1,900	21,920	-	1,204,013
7	1,780	20,480	2,120	24,660	2,020	23,400	1,940	22,420	-	1,215,103
8	1,820	20,900	2,180	25,280	2,060	23,960	1,980	22,920	-	1,225,378
9	1,840	21,320	2,240	25,920	2,120	24,540	2,020	23,440	-	1,235,887
10	1,880	21,780	2,300	26,600	2,160	25,140	2,060	24,000	-	1,247,621
11	1,920	22,220	2,360	27,320	2,220	25,760	2,120	24,560	-	1,258,433
12	1,960	22,700	2,420	28,060	2,280	26,420	2,160	25,140	-	1,269,326
13	2,000	23,200	2,480	28,820	2,340	27,100	2,220	25,760	-	1,281,245
14	2,060	23,700	2,540	29,620	2,400	27,800	2,280	26,380	-	1,292,131
45	4,580	53,060	9,140	107,360	7,220	84,640	6,100	71,460	-	1,683,802
46	4,720	54,820	9,840	115,520	7,640	89,520	6,400	74,860	-	1,697,501
47	4,880	56,660	10,640	124,900	8,100	94,920	6,700	78,520	-	1,710,484
48	5,060	58,600	11,560	135,840	8,600	100,940	7,040	82,480	-	1,722,841
49	5,220	60,620	12,660	148,700	9,180	107,680	7,420	86,820	-	1,735,308
50	5,420	62,760	13,960	164,080	9,820	115,280	7,820	91,560	-	1,747,181
51	5,600	65,000	-	-	10,560	123,920	8,260	96,760	-	1,758,397
52	5,820	67,360	-	-	11,400	133,860	8,760	102,540	-	1,769,700
53	6,040	69,880	-	-	12,400	145,420	9,300	108,960	-	1,780,398
54	6,260	72,520	-	-	13,540	159,040	9,920	116,140	-	1,790,487
55	6,500	75,320	-	-	14,940	175,300	10,600	124,240	-	1,800,077
56	6,760	78,300	-	-	-	-	11,400	133,460	-	1,809,204
57	7,040	81,460	-	-	-	-	12,300	144,060	-	1,817,883
58	7,340	84,840	-	-	-	-	13,340	156,380	-	1,826,053

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
59	7,660	88,480	-	-	-	-	14,580	170,900	-	1,833,827
60	8,000	92,360	-	-	-	-	16,080	188,280	1,654,960	1,841,202
61	8,380	96,580	-	-	-	-	-	-	1,672,180	-
62	8,780	101,140	-	-	-	-	-	-	1,689,580	-
63	9,200	106,100	-	-	-	-	-	-	1,707,180	-
64	9,680	111,320	-	-	-	-	-	-	1,724,400	-
65	10,160	116,840	-	-	-	-	-	-	1,741,300	-
66	10,680	122,720	-	-	-	-	-	-	1,757,900	-
67	11,240	129,000	-	-	-	-	-	-	1,774,260	-
68	11,840	135,720	-	-	-	-	-	-	1,790,460	-
69	12,480	142,900	-	-	-	-	-	-	1,806,300	-
70	13,180	150,560	-	-	-	-	-	-	1,821,880	-

(5) 生命300万円型 (女性の場合)

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
0	2,040	23,550	2,490	28,590	2,370	27,300	2,280	26,220	-	1,553,118
1	2,100	23,940	2,520	29,190	2,400	27,840	2,310	26,730	-	1,564,381
2	2,130	24,360	2,580	29,820	2,460	28,410	2,370	27,240	-	1,574,824
3	2,160	24,780	2,640	30,510	2,520	29,010	2,400	27,780	-	1,586,154
4	2,190	25,230	2,700	31,200	2,550	29,640	2,460	28,350	-	1,598,301
5	2,220	25,680	2,760	31,950	2,610	30,300	2,520	28,950	-	1,611,193
6	2,280	26,160	2,820	32,700	2,670	30,990	2,550	29,580	-	1,624,759
7	2,310	26,640	2,880	33,510	2,730	31,680	2,610	30,210	-	1,637,299
8	2,370	27,150	2,970	34,350	2,790	32,430	2,670	30,870	-	1,650,410

終身共済事業細則

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払		
9	2,400	27,690	3,030	35,220	2,880	33,210	2,730	31,560	-	1,664,019
10	2,460	28,230	3,120	36,120	2,940	33,990	2,790	32,280	-	1,678,050
11	2,490	28,770	3,180	37,050	3,000	34,830	2,850	33,030	-	1,692,428
12	2,550	29,340	3,270	38,040	3,090	35,700	2,910	33,810	-	1,707,077
13	2,610	29,940	3,360	39,060	3,150	36,600	3,000	34,590	-	1,720,429
14	2,640	30,540	3,450	40,140	3,240	37,530	3,060	35,430	-	1,735,413
15	2,700	31,140	3,540	41,250	3,300	38,490	3,120	36,270	-	1,748,988
16	2,760	31,770	3,660	42,420	3,390	39,480	3,210	37,140	-	1,762,570
17	2,820	32,400	3,750	43,620	3,480	40,500	3,270	38,040	-	1,776,078
18	2,850	33,060	3,870	44,880	3,570	41,580	3,360	39,000	-	1,790,810
19	2,910	33,750	3,960	46,200	3,660	42,720	3,450	39,960	-	1,803,906
20	2,970	34,470	4,080	47,610	3,780	43,890	3,540	40,980	-	1,818,016
21	3,060	35,190	4,200	49,080	3,870	45,120	3,630	42,060	-	1,832,988
22	3,120	35,970	4,350	50,640	3,990	46,440	3,720	43,170	-	1,847,383
23	3,180	36,750	4,470	52,320	4,110	47,820	3,810	44,370	-	1,863,637
24	3,240	37,560	4,620	54,060	4,230	49,260	3,930	45,600	-	1,879,048
25	3,330	38,400	4,800	55,920	4,350	50,760	4,020	46,860	-	1,893,530
26	3,390	39,300	4,950	57,870	4,500	52,380	4,140	48,210	-	1,909,370
27	3,480	40,200	5,130	59,940	4,620	54,060	4,260	49,620	-	1,925,172
28	3,540	41,130	5,310	62,160	4,770	55,830	4,380	51,120	-	1,941,910
29	3,630	42,120	5,520	64,530	4,950	57,720	4,530	52,680	-	1,958,233
30	3,720	43,140	5,730	67,050	5,100	59,700	4,650	54,300	-	1,973,973
31	3,810	44,190	5,970	69,750	5,280	61,800	4,800	56,040	-	1,991,093
32	3,900	45,270	6,210	72,660	5,490	64,050	4,950	57,840	-	2,007,193
33	4,020	46,410	6,480	75,750	5,670	66,420	5,130	59,760	-	2,024,132
34	4,110	47,610	6,750	79,110	5,910	68,970	5,280	61,800	-	2,041,586
35	4,200	48,810	7,050	82,740	6,120	71,670	5,460	63,930	-	2,058,261
36	4,320	50,100	7,380	86,640	6,360	74,550	5,670	66,210	-	2,075,785
37	4,440	51,420	7,770	90,900	6,630	77,670	5,880	68,610	-	2,092,830
38	4,560	52,800	8,160	95,550	6,930	81,000	6,090	71,190	-	2,110,840

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
39	4,680	54,270	8,580	100,650	7,230	84,570	6,330	73,920	-	2,128,456
40	4,800	55,770	9,060	106,260	7,560	88,470	6,570	76,830	-	2,146,094
41	4,950	57,330	9,570	112,470	7,920	92,670	6,840	79,950	-	2,164,062
42	5,100	58,980	10,170	119,370	8,280	97,260	7,110	83,280	-	2,181,772
43	5,220	60,720	10,830	127,080	8,730	102,240	7,410	86,880	-	2,200,151
44	5,400	62,520	11,550	135,750	9,180	107,730	7,740	90,750	-	2,218,442
45	5,550	64,410	12,390	145,560	9,690	113,730	8,100	94,950	-	2,237,294
46	5,730	66,390	13,350	156,780	10,260	120,360	8,490	99,450	-	2,255,096
47	5,910	68,460	14,430	169,680	10,890	127,710	8,910	104,370	-	2,273,602
48	6,090	70,620	15,720	184,740	11,580	135,930	9,360	109,710	-	2,291,620
49	6,270	72,900	17,220	202,500	12,360	145,170	9,840	115,560	-	2,309,746
50	6,480	75,300	19,020	223,830	13,230	155,610	10,410	121,980	-	2,327,666
51	6,720	77,820	-	-	14,250	167,550	11,010	129,090	-	2,345,923
52	6,930	80,490	-	-	15,420	181,350	11,670	136,980	-	2,364,087
53	7,170	83,310	-	-	16,800	197,400	12,420	145,800	-	2,382,361
54	7,440	86,310	-	-	18,390	216,390	13,260	155,730	-	2,400,831
55	7,710	89,490	-	-	20,340	239,130	14,220	166,950	-	2,418,890
56	8,010	92,850	-	-	-	-	15,300	179,790	-	2,437,260
57	8,310	96,420	-	-	-	-	16,560	194,580	-	2,455,392
58	8,640	100,230	-	-	-	-	18,030	211,830	-	2,473,545
59	9,000	104,280	-	-	-	-	19,770	232,200	-	2,491,602
60	9,390	108,600	-	-	-	-	21,840	256,590	2,331,150	2,509,210
61	9,780	113,220	-	-	-	-	-	-	2,358,270	-
62	10,200	118,170	-	-	-	-	-	-	2,385,630	-
63	10,680	123,510	-	-	-	-	-	-	2,413,260	-
64	11,190	129,150	-	-	-	-	-	-	2,440,740	-
65	11,700	135,180	-	-	-	-	-	-	2,468,100	-
66	12,270	141,600	-	-	-	-	-	-	2,495,400	-
67	12,870	148,530	-	-	-	-	-	-	2,522,670	-
68	13,530	155,970	-	-	-	-	-	-	2,549,970	-

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
69	14,250	163,920	-	-	-	-	-	-	2,577,030	-
70	15,000	172,500	-	-	-	-	-	-	2,603,880	-

(6) 生命300万円型（男性の場合）

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	2,340	26,910	2,730	31,470	2,610	30,150	2,520	29,070	-	1,721,936
1	2,370	27,390	2,790	32,160	2,670	30,750	2,580	29,640	-	1,734,689
2	2,430	27,900	2,850	32,880	2,730	31,410	2,610	30,240	-	1,748,262
3	2,460	28,410	2,910	33,630	2,760	32,070	2,670	30,840	-	1,760,871
4	2,520	28,980	2,970	34,410	2,820	32,790	2,730	31,500	-	1,775,890
5	2,550	29,520	3,030	35,220	2,910	33,540	2,790	32,190	-	1,791,513
6	2,610	30,120	3,120	36,090	2,970	34,290	2,850	32,880	-	1,806,020
7	2,670	30,720	3,180	36,990	3,030	35,100	2,910	33,630	-	1,822,654
8	2,730	31,350	3,270	37,920	3,090	35,940	2,970	34,380	-	1,838,066
9	2,760	31,980	3,360	38,880	3,180	36,810	3,030	35,160	-	1,853,831
10	2,820	32,670	3,450	39,900	3,240	37,710	3,090	36,000	-	1,871,431
11	2,880	33,330	3,540	40,980	3,330	38,640	3,180	36,840	-	1,887,649
12	2,940	34,050	3,630	42,090	3,420	39,630	3,240	37,710	-	1,903,989
13	3,000	34,800	3,720	43,230	3,510	40,650	3,330	38,640	-	1,921,867
14	3,090	35,550	3,810	44,430	3,600	41,700	3,420	39,570	-	1,938,196
15	3,150	36,300	3,930	45,690	3,690	42,810	3,480	40,560	-	1,955,858
16	3,210	37,110	4,050	47,010	3,780	43,920	3,570	41,550	-	1,971,857
17	3,270	37,920	4,140	48,360	3,870	45,090	3,660	42,600	-	1,988,983
18	3,360	38,760	4,260	49,770	3,990	46,320	3,750	43,680	-	2,005,707

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前 納	
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了				
月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払		
19	3,420	39,630	4,410	51,270	4,080	47,610	3,840	44,820	-	2,023,300	
20	3,510	40,530	4,530	52,830	4,200	48,930	3,960	45,990	-	2,040,277	
21	3,570	41,460	4,680	54,510	4,320	50,340	4,050	47,220	-	2,057,863	
22	3,660	42,420	4,830	56,250	4,440	51,810	4,170	48,480	-	2,074,615	
23	3,750	43,440	4,980	58,110	4,590	53,370	4,290	49,830	-	2,092,969	
24	3,840	44,460	5,130	60,060	4,710	54,990	4,410	51,240	-	2,111,457	
25	3,930	45,540	5,310	62,100	4,860	56,700	4,530	52,710	-	2,129,918	
26	4,020	46,650	5,490	64,290	5,010	58,470	4,650	54,210	-	2,147,002	
27	4,110	47,790	5,700	66,570	5,160	60,360	4,800	55,800	-	2,164,945	
28	4,230	48,960	5,910	69,000	5,340	62,310	4,920	57,480	-	2,183,510	
29	4,320	50,190	6,120	71,610	5,520	64,410	5,070	59,220	-	2,201,339	
30	4,440	51,480	6,360	74,370	5,700	66,600	5,220	61,050	-	2,219,356	
31	4,560	52,830	6,600	77,340	5,910	68,940	5,400	63,000	-	2,238,381	
32	4,680	54,240	6,870	80,520	6,120	71,430	5,580	65,040	-	2,257,051	
33	4,800	55,680	7,170	83,940	6,330	74,100	5,760	67,230	-	2,277,148	
34	4,920	57,210	7,500	87,660	6,570	76,920	5,940	69,510	-	2,296,289	
35	5,070	58,800	7,830	91,650	6,840	79,950	6,150	71,940	-	2,316,148	
36	5,220	60,480	8,190	96,000	7,110	83,190	6,390	74,520	-	2,336,316	
37	5,370	62,250	8,580	100,710	7,410	86,670	6,600	77,280	-	2,357,294	
38	5,520	64,080	9,030	105,900	7,710	90,420	6,870	80,220	-	2,378,587	
39	5,700	66,000	9,510	111,540	8,070	94,440	7,140	83,340	-	2,399,696	
40	5,850	68,010	10,050	117,750	8,430	98,790	7,410	86,640	-	2,420,117	
41	6,030	70,110	10,620	124,620	8,850	103,500	7,710	90,210	-	2,441,776	
42	6,240	72,330	11,280	132,210	9,270	108,630	8,040	94,020	-	2,463,139	
43	6,420	74,640	12,000	140,730	9,750	114,210	8,400	98,100	-	2,484,286	
44	6,630	77,070	12,810	150,270	10,260	120,300	8,760	102,510	-	2,505,922	
45	6,870	79,590	13,710	161,040	10,830	126,960	9,150	107,190	-	2,525,704	
46	7,080	82,230	14,760	173,280	11,460	134,280	9,600	112,290	-	2,546,252	
47	7,320	84,990	15,960	187,350	12,150	142,380	10,050	117,780	-	2,565,726	
48	7,590	87,900	17,340	203,760	12,900	151,410	10,560	123,720	-	2,584,261	

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前 納	
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了				
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	一時払	全期前 納
49	7,830	90,930	18,990	223,050	13,770	161,520	11,130	130,230	-	2,602,962	
50	8,130	94,140	20,940	246,120	14,730	172,920	11,730	137,340	-	2,620,771	
51	8,400	97,500	-	-	15,840	185,880	12,390	145,140	-	2,637,596	
52	8,730	101,040	-	-	17,100	200,790	13,140	153,810	-	2,654,550	
53	9,060	104,820	-	-	18,600	218,130	13,950	163,440	-	2,670,597	
54	9,390	108,780	-	-	20,310	238,560	14,880	174,210	-	2,685,730	
55	9,750	112,980	-	-	22,410	262,950	15,900	186,360	-	2,700,116	
56	10,140	117,450	-	-	-	-	17,100	200,190	-	2,713,806	
57	10,560	122,190	-	-	-	-	18,450	216,090	-	2,726,825	
58	11,010	127,260	-	-	-	-	20,010	234,570	-	2,739,080	
59	11,490	132,720	-	-	-	-	21,870	256,350	-	2,750,741	
60	12,000	138,540	-	-	-	-	24,120	282,420	2,482,440	2,761,803	
61	12,570	144,870	-	-	-	-	-	-	2,508,270	-	
62	13,170	151,710	-	-	-	-	-	-	2,534,370	-	
63	13,800	159,150	-	-	-	-	-	-	2,560,770	-	
64	14,520	166,980	-	-	-	-	-	-	2,586,600	-	
65	15,240	175,260	-	-	-	-	-	-	2,611,950	-	
66	16,020	184,080	-	-	-	-	-	-	2,636,850	-	
67	16,860	193,500	-	-	-	-	-	-	2,661,390	-	
68	17,760	203,580	-	-	-	-	-	-	2,685,690	-	
69	18,720	214,350	-	-	-	-	-	-	2,709,450	-	
70	19,770	225,840	-	-	-	-	-	-	2,732,820	-	

(7) 生命500万円型（女性の場合）

発効時年齢	終身払		短期払						一時払	全期前納	
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了				
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払		
0	3,400	39,250	4,150	47,650	3,950	45,500	3,800	43,700	-	2,588,531	
1	3,500	39,900	4,200	48,650	4,000	46,400	3,850	44,550	-	2,607,301	
2	3,550	40,600	4,300	49,700	4,100	47,350	3,950	45,400	-	2,624,706	
3	3,600	41,300	4,400	50,850	4,200	48,350	4,000	46,300	-	2,643,590	
4	3,650	42,050	4,500	52,000	4,250	49,400	4,100	47,250	-	2,663,835	
5	3,700	42,800	4,600	53,250	4,350	50,500	4,200	48,250	-	2,685,322	
6	3,800	43,600	4,700	54,500	4,450	51,650	4,250	49,300	-	2,707,932	
7	3,850	44,400	4,800	55,850	4,550	52,800	4,350	50,350	-	2,728,832	
8	3,950	45,250	4,950	57,250	4,650	54,050	4,450	51,450	-	2,750,684	
9	4,000	46,150	5,050	58,700	4,800	55,350	4,550	52,600	-	2,773,364	
10	4,100	47,050	5,200	60,200	4,900	56,650	4,650	53,800	-	2,796,749	
11	4,150	47,950	5,300	61,750	5,000	58,050	4,750	55,050	-	2,820,713	
12	4,250	48,900	5,450	63,400	5,150	59,500	4,850	56,350	-	2,845,129	
13	4,350	49,900	5,600	65,100	5,250	61,000	5,000	57,650	-	2,867,382	
14	4,400	50,900	5,750	66,900	5,400	62,550	5,100	59,050	-	2,892,354	
15	4,500	51,900	5,900	68,750	5,500	64,150	5,200	60,450	-	2,914,981	
16	4,600	52,950	6,100	70,700	5,650	65,800	5,350	61,900	-	2,937,617	
17	4,700	54,000	6,250	72,700	5,800	67,500	5,450	63,400	-	2,960,130	
18	4,750	55,100	6,450	74,800	5,950	69,300	5,600	65,000	-	2,984,683	
19	4,850	56,250	6,600	77,000	6,100	71,200	5,750	66,600	-	3,006,510	
20	4,950	57,450	6,800	79,350	6,300	73,150	5,900	68,300	-	3,030,027	
21	5,100	58,650	7,000	81,800	6,450	75,200	6,050	70,100	-	3,054,980	
22	5,200	59,950	7,250	84,400	6,650	77,400	6,200	71,950	-	3,078,972	
23	5,300	61,250	7,450	87,200	6,850	79,700	6,350	73,950	-	3,106,062	
24	5,400	62,600	7,700	90,100	7,050	82,100	6,550	76,000	-	3,131,747	
25	5,550	64,000	8,000	93,200	7,250	84,600	6,700	78,100	-	3,155,883	
26	5,650	65,500	8,250	96,450	7,500	87,300	6,900	80,350	-	3,182,284	
27	5,800	67,000	8,550	99,900	7,700	90,100	7,100	82,700	-	3,208,619	
28	5,900	68,550	8,850	103,600	7,950	93,050	7,300	85,200	-	3,236,517	

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
29	6,050	70,200	9,200	107,550	8,250	96,200	7,550	87,800	-	3,263,722
30	6,200	71,900	9,550	111,750	8,500	99,500	7,750	90,500	-	3,289,955
31	6,350	73,650	9,950	116,250	8,800	103,000	8,000	93,400	-	3,318,488
32	6,500	75,450	10,350	121,100	9,150	106,750	8,250	96,400	-	3,345,321
33	6,700	77,350	10,800	126,250	9,450	110,700	8,550	99,600	-	3,373,553
34	6,850	79,350	11,250	131,850	9,850	114,950	8,800	103,000	-	3,402,643
35	7,000	81,350	11,750	137,900	10,200	119,450	9,100	106,550	-	3,430,436
36	7,200	83,500	12,300	144,400	10,600	124,250	9,450	110,350	-	3,459,641
37	7,400	85,700	12,950	151,500	11,050	129,450	9,800	114,350	-	3,488,050
38	7,600	88,000	13,600	159,250	11,550	135,000	10,150	118,650	-	3,518,067
39	7,800	90,450	14,300	167,750	12,050	140,950	10,550	123,200	-	3,547,427
40	8,000	92,950	15,100	177,100	12,600	147,450	10,950	128,050	-	3,576,824
41	8,250	95,550	15,950	187,450	13,200	154,450	11,400	133,250	-	3,606,770
42	8,500	98,300	16,950	198,950	13,800	162,100	11,850	138,800	-	3,636,286
43	8,700	101,200	18,050	211,800	14,550	170,400	12,350	144,800	-	3,666,918
44	9,000	104,200	19,250	226,250	15,300	179,550	12,900	151,250	-	3,697,403
45	9,250	107,350	20,650	242,600	16,150	189,550	13,500	158,250	-	3,728,824
46	9,550	110,650	22,250	261,300	17,100	200,600	14,150	165,750	-	3,758,494
47	9,850	114,100	24,050	282,800	18,150	212,850	14,850	173,950	-	3,789,337
48	10,150	117,700	26,200	307,900	19,300	226,550	15,600	182,850	-	3,819,367
49	10,450	121,500	28,700	337,500	20,600	241,950	16,400	192,600	-	3,849,577
50	10,800	125,500	31,700	373,050	22,050	259,350	17,350	203,300	-	3,879,443
51	11,200	129,700	-	-	23,750	279,250	18,350	215,150	-	3,909,871
52	11,550	134,150	-	-	25,700	302,250	19,450	228,300	-	3,940,146
53	11,950	138,850	-	-	28,000	329,000	20,700	243,000	-	3,970,602
54	12,400	143,850	-	-	30,650	360,650	22,100	259,550	-	4,001,385
55	12,850	149,150	-	-	33,900	398,550	23,700	278,250	-	4,031,483
56	13,350	154,750	-	-	-	-	25,500	299,650	-	4,062,101
57	13,850	160,700	-	-	-	-	27,600	324,300	-	4,092,320
58	14,400	167,050	-	-	-	-	30,050	353,050	-	4,122,574

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
59	15,000	173,800	-	-	-	-	32,950	387,000	-	4,152,669
60	15,650	181,000	-	-	-	-	36,400	427,650	3,885,250	4,182,017
61	16,300	188,700	-	-	-	-	-	-	3,930,450	-
62	17,000	196,950	-	-	-	-	-	-	3,976,050	-
63	17,800	205,850	-	-	-	-	-	-	4,022,100	-
64	18,650	215,250	-	-	-	-	-	-	4,067,900	-
65	19,500	225,300	-	-	-	-	-	-	4,113,500	-
66	20,450	236,000	-	-	-	-	-	-	4,159,000	-
67	21,450	247,550	-	-	-	-	-	-	4,204,450	-
68	22,550	259,950	-	-	-	-	-	-	4,249,950	-
69	23,750	273,200	-	-	-	-	-	-	4,295,050	-
70	25,000	287,500	-	-	-	-	-	-	4,339,800	-

(8) 生命500万円型 (男性の場合)

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	3,900	44,850	4,550	52,450	4,350	50,250	4,200	48,450	-	2,869,893
1	3,950	45,650	4,650	53,600	4,450	51,250	4,300	49,400	-	2,891,149
2	4,050	46,500	4,750	54,800	4,550	52,350	4,350	50,400	-	2,913,771
3	4,100	47,350	4,850	56,050	4,600	53,450	4,450	51,400	-	2,934,785
4	4,200	48,300	4,950	57,350	4,700	54,650	4,550	52,500	-	2,959,817
5	4,250	49,200	5,050	58,700	4,850	55,900	4,650	53,650	-	2,985,856
6	4,350	50,200	5,200	60,150	4,950	57,150	4,750	54,800	-	3,010,034
7	4,450	51,200	5,300	61,650	5,050	58,500	4,850	56,050	-	3,037,756
8	4,550	52,250	5,450	63,200	5,150	59,900	4,950	57,300	-	3,063,444

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
9	4,600	53,300	5,600	64,800	5,300	61,350	5,050	58,600	-	3,089,718
10	4,700	54,450	5,750	66,500	5,400	62,850	5,150	60,000	-	3,119,051
11	4,800	55,550	5,900	68,300	5,550	64,400	5,300	61,400	-	3,146,081
12	4,900	56,750	6,050	70,150	5,700	66,050	5,400	62,850	-	3,173,316
13	5,000	58,000	6,200	72,050	5,850	67,750	5,550	64,400	-	3,203,112
14	5,150	59,250	6,350	74,050	6,000	69,500	5,700	65,950	-	3,230,326
15	5,250	60,500	6,550	76,150	6,150	71,350	5,800	67,600	-	3,259,763
16	5,350	61,850	6,750	78,350	6,300	73,200	5,950	69,250	-	3,286,429
17	5,450	63,200	6,900	80,600	6,450	75,150	6,100	71,000	-	3,314,972
18	5,600	64,600	7,100	82,950	6,650	77,200	6,250	72,800	-	3,342,845
19	5,700	66,050	7,350	85,450	6,800	79,350	6,400	74,700	-	3,372,166
20	5,850	67,550	7,550	88,050	7,000	81,550	6,600	76,650	-	3,400,462
21	5,950	69,100	7,800	90,850	7,200	83,900	6,750	78,700	-	3,429,771
22	6,100	70,700	8,050	93,750	7,400	86,350	6,950	80,800	-	3,457,692
23	6,250	72,400	8,300	96,850	7,650	88,950	7,150	83,050	-	3,488,282
24	6,400	74,100	8,550	100,100	7,850	91,650	7,350	85,400	-	3,519,095
25	6,550	75,900	8,850	103,500	8,100	94,500	7,550	87,850	-	3,549,863
26	6,700	77,750	9,150	107,150	8,350	97,450	7,750	90,350	-	3,578,336
27	6,850	79,650	9,500	110,950	8,600	100,600	8,000	93,000	-	3,608,242
28	7,050	81,600	9,850	115,000	8,900	103,850	8,200	95,800	-	3,639,183
29	7,200	83,650	10,200	119,350	9,200	107,350	8,450	98,700	-	3,668,899
30	7,400	85,800	10,600	123,950	9,500	111,000	8,700	101,750	-	3,698,927
31	7,600	88,050	11,000	128,900	9,850	114,900	9,000	105,000	-	3,730,635
32	7,800	90,400	11,450	134,200	10,200	119,050	9,300	108,400	-	3,761,751
33	8,000	92,800	11,950	139,900	10,550	123,500	9,600	112,050	-	3,795,247
34	8,200	95,350	12,500	146,100	10,950	128,200	9,900	115,850	-	3,827,148
35	8,450	98,000	13,050	152,750	11,400	133,250	10,250	119,900	-	3,860,246
36	8,700	100,800	13,650	160,000	11,850	138,650	10,650	124,200	-	3,893,860
37	8,950	103,750	14,300	167,850	12,350	144,450	11,000	128,800	-	3,928,823
38	9,200	106,800	15,050	176,500	12,850	150,700	11,450	133,700	-	3,964,312

終身共済事業細則

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払		
39	9,500	110,000	15,850	185,900	13,450	157,400	11,900	138,900	-	3,999,494
40	9,750	113,350	16,750	196,250	14,050	164,650	12,350	144,400	-	4,033,529
41	10,050	116,850	17,700	207,700	14,750	172,500	12,850	150,350	-	4,069,627
42	10,400	120,550	18,800	220,350	15,450	181,050	13,400	156,700	-	4,105,231
43	10,700	124,400	20,000	234,550	16,250	190,350	14,000	163,500	-	4,140,477
44	11,050	128,450	21,350	250,450	17,100	200,500	14,600	170,850	-	4,176,537
45	11,450	132,650	22,850	268,400	18,050	211,600	15,250	178,650	-	4,209,506
46	11,800	137,050	24,600	288,800	19,100	223,800	16,000	187,150	-	4,243,754
47	12,200	141,650	26,600	312,250	20,250	237,300	16,750	196,300	-	4,276,211
48	12,650	146,500	28,900	339,600	21,500	252,350	17,600	206,200	-	4,307,101
49	13,050	151,550	31,650	371,750	22,950	269,200	18,550	217,050	-	4,338,269
50	13,550	156,900	34,900	410,200	24,550	288,200	19,550	228,900	-	4,367,951
51	14,000	162,500	-	-	26,400	309,800	20,650	241,900	-	4,395,993
52	14,550	168,400	-	-	28,500	334,650	21,900	256,350	-	4,424,250
53	15,100	174,700	-	-	31,000	363,550	23,250	272,400	-	4,450,996
54	15,650	181,300	-	-	33,850	397,600	24,800	290,350	-	4,476,217
55	16,250	188,300	-	-	37,350	438,250	26,500	310,600	-	4,500,193
56	16,900	195,750	-	-	-	-	28,500	333,650	-	4,523,010
57	17,600	203,650	-	-	-	-	30,750	360,150	-	4,544,708
58	18,350	212,100	-	-	-	-	33,350	390,950	-	4,565,134
59	19,150	221,200	-	-	-	-	36,450	427,250	-	4,584,568
60	20,000	230,900	-	-	-	-	40,200	470,700	4,137,400	4,603,005
61	20,950	241,450	-	-	-	-	-	-	4,180,450	-
62	21,950	252,850	-	-	-	-	-	-	4,223,950	-
63	23,000	265,250	-	-	-	-	-	-	4,267,950	-
64	24,200	278,300	-	-	-	-	-	-	4,311,000	-
65	25,400	292,100	-	-	-	-	-	-	4,353,250	-
66	26,700	306,800	-	-	-	-	-	-	4,394,750	-
67	28,100	322,500	-	-	-	-	-	-	4,435,650	-
68	29,600	339,300	-	-	-	-	-	-	4,476,150	-

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
69	31,200	357,250	-	-	-	-	-	-	4,515,750	-
70	32,950	376,400	-	-	-	-	-	-	4,554,700	-

(9) 生命1,000万円型（女性の場合）

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	9,000	103,800	11,800	137,500	11,000	128,300	10,400	120,900	-	5,829,962
16	9,200	105,900	12,200	141,400	11,300	131,600	10,700	123,800	-	5,875,233
17	9,400	108,000	12,500	145,400	11,600	135,000	10,900	126,800	-	5,920,260
18	9,500	110,200	12,900	149,600	11,900	138,600	11,200	130,000	-	5,969,365
19	9,700	112,500	13,200	154,000	12,200	142,400	11,500	133,200	-	6,013,019
20	9,900	114,900	13,600	158,700	12,600	146,300	11,800	136,600	-	6,060,054
21	10,200	117,300	14,000	163,600	12,900	150,400	12,100	140,200	-	6,109,961
22	10,400	119,900	14,500	168,800	13,300	154,800	12,400	143,900	-	6,157,944
23	10,600	122,500	14,900	174,400	13,700	159,400	12,700	147,900	-	6,212,123
24	10,800	125,200	15,400	180,200	14,100	164,200	13,100	152,000	-	6,263,494
25	11,100	128,000	16,000	186,400	14,500	169,200	13,400	156,200	-	6,311,766
26	11,300	131,000	16,500	192,900	15,000	174,600	13,800	160,700	-	6,364,567
27	11,600	134,000	17,100	199,800	15,400	180,200	14,200	165,400	-	6,417,239
28	11,800	137,100	17,700	207,200	15,900	186,100	14,600	170,400	-	6,473,034
29	12,100	140,400	18,400	215,100	16,500	192,400	15,100	175,600	-	6,527,443
30	12,400	143,800	19,100	223,500	17,000	199,000	15,500	181,000	-	6,579,909
31	12,700	147,300	19,900	232,500	17,600	206,000	16,000	186,800	-	6,636,977
32	13,000	150,900	20,700	242,200	18,300	213,500	16,500	192,800	-	6,690,643
33	13,400	154,700	21,600	252,500	18,900	221,400	17,100	199,200	-	6,747,106

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
34	13,700	158,700	22,500	263,700	19,700	229,900	17,600	206,000	-	6,805,286
35	14,000	162,700	23,500	275,800	20,400	238,900	18,200	213,100	-	6,860,871
36	14,400	167,000	24,600	288,800	21,200	248,500	18,900	220,700	-	6,919,282
37	14,800	171,400	25,900	303,000	22,100	258,900	19,600	228,700	-	6,976,101
38	15,200	176,000	27,200	318,500	23,100	270,000	20,300	237,300	-	7,036,135
39	15,600	180,900	28,600	335,500	24,100	281,900	21,100	246,400	-	7,094,855
40	16,000	185,900	30,200	354,200	25,200	294,900	21,900	256,100	-	7,153,648
41	16,500	191,100	31,900	374,900	26,400	308,900	22,800	266,500	-	7,213,539
42	17,000	196,600	33,900	397,900	27,600	324,200	23,700	277,600	-	7,272,573
43	17,400	202,400	36,100	423,600	29,100	340,800	24,700	289,600	-	7,333,836
44	18,000	208,400	38,500	452,500	30,600	359,100	25,800	302,500	-	7,394,806
45	18,500	214,700	41,300	485,200	32,300	379,100	27,000	316,500	-	7,457,647
46	19,100	221,300	44,500	522,600	34,200	401,200	28,300	331,500	-	7,516,988
47	19,700	228,200	48,100	565,600	36,300	425,700	29,700	347,900	-	7,578,674
48	20,300	235,400	52,400	615,800	38,600	453,100	31,200	365,700	-	7,638,734
49	20,900	243,000	57,400	675,000	41,200	483,900	32,800	385,200	-	7,699,154
50	21,600	251,000	63,400	746,100	44,100	518,700	34,700	406,600	-	7,758,886
51	22,400	259,400	-	-	47,500	558,500	36,700	430,300	-	7,819,742
52	23,100	268,300	-	-	51,400	604,500	38,900	456,600	-	7,880,291
53	23,900	277,700	-	-	56,000	658,000	41,400	486,000	-	7,941,204
54	24,800	287,700	-	-	61,300	721,300	44,200	519,100	-	8,002,770
55	25,700	298,300	-	-	67,800	797,100	47,400	556,500	-	8,062,966
56	26,700	309,500	-	-	-	-	51,000	599,300	-	8,124,201
57	27,700	321,400	-	-	-	-	55,200	648,600	-	8,184,639
58	28,800	334,100	-	-	-	-	60,100	706,100	-	8,245,149
59	30,000	347,600	-	-	-	-	65,900	774,000	-	8,305,339
60	31,300	362,000	-	-	-	-	72,800	855,300	7,770,500	8,364,033

(10) 生命1,000万円型（男性の場合）

発効時年齢	終身払		短期払						一時払	全期前納	
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了				
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払		
15	10,500	121,000	13,100	152,300	12,300	142,700	11,600	135,200	-	6,519,527	
16	10,700	123,700	13,500	156,700	12,600	146,400	11,900	138,500	-	6,572,858	
17	10,900	126,400	13,800	161,200	12,900	150,300	12,200	142,000	-	6,629,944	
18	11,200	129,200	14,200	165,900	13,300	154,400	12,500	145,600	-	6,685,689	
19	11,400	132,100	14,700	170,900	13,600	158,700	12,800	149,400	-	6,744,332	
20	11,700	135,100	15,100	176,100	14,000	163,100	13,200	153,300	-	6,800,925	
21	11,900	138,200	15,600	181,700	14,400	167,800	13,500	157,400	-	6,859,542	
22	12,200	141,400	16,100	187,500	14,800	172,700	13,900	161,600	-	6,915,384	
23	12,500	144,800	16,600	193,700	15,300	177,900	14,300	166,100	-	6,976,563	
24	12,800	148,200	17,100	200,200	15,700	183,300	14,700	170,800	-	7,038,189	
25	13,100	151,800	17,700	207,000	16,200	189,000	15,100	175,700	-	7,099,726	
26	13,400	155,500	18,300	214,300	16,700	194,900	15,500	180,700	-	7,156,673	
27	13,700	159,300	19,000	221,900	17,200	201,200	16,000	186,000	-	7,216,484	
28	14,100	163,200	19,700	230,000	17,800	207,700	16,400	191,600	-	7,278,365	
29	14,400	167,300	20,400	238,700	18,400	214,700	16,900	197,400	-	7,337,798	
30	14,800	171,600	21,200	247,900	19,000	222,000	17,400	203,500	-	7,397,854	
31	15,200	176,100	22,000	257,800	19,700	229,800	18,000	210,000	-	7,461,269	
32	15,600	180,800	22,900	268,400	20,400	238,100	18,600	216,800	-	7,523,503	
33	16,000	185,600	23,900	279,800	21,100	247,000	19,200	224,100	-	7,590,495	
34	16,400	190,700	25,000	292,200	21,900	256,400	19,800	231,700	-	7,654,296	
35	16,900	196,000	26,100	305,500	22,800	266,500	20,500	239,800	-	7,720,492	
36	17,400	201,600	27,300	320,000	23,700	277,300	21,300	248,400	-	7,787,719	
37	17,900	207,500	28,600	335,700	24,700	288,900	22,000	257,600	-	7,857,646	
38	18,400	213,600	30,100	353,000	25,700	301,400	22,900	267,400	-	7,928,624	
39	19,000	220,000	31,700	371,800	26,900	314,800	23,800	277,800	-	7,998,988	
40	19,500	226,700	33,500	392,500	28,100	329,300	24,700	288,800	-	8,067,057	
41	20,100	233,700	35,400	415,400	29,500	345,000	25,700	300,700	-	8,139,254	
42	20,800	241,100	37,600	440,700	30,900	362,100	26,800	313,400	-	8,210,462	
43	21,400	248,800	40,000	469,100	32,500	380,700	28,000	327,000	-	8,280,954	

	終身払		短期払						一時払	全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
44	22,100	256,900	42,700	500,900	34,200	401,000	29,200	341,700	-	8,353,075
45	22,900	265,300	45,700	536,800	36,100	423,200	30,500	357,300	-	8,419,012
46	23,600	274,100	49,200	577,600	38,200	447,600	32,000	374,300	-	8,487,507
47	24,400	283,300	53,200	624,500	40,500	474,600	33,500	392,600	-	8,552,422
48	25,300	293,000	57,800	679,200	43,000	504,700	35,200	412,400	-	8,614,203
49	26,100	303,100	63,300	743,500	45,900	538,400	37,100	434,100	-	8,676,539
50	27,100	313,800	69,800	820,400	49,100	576,400	39,100	457,800	-	8,735,903
51	28,000	325,000	-	-	52,800	619,600	41,300	483,800	-	8,791,985
52	29,100	336,800	-	-	57,000	669,300	43,800	512,700	-	8,848,501
53	30,200	349,400	-	-	62,000	727,100	46,500	544,800	-	8,901,991
54	31,300	362,600	-	-	67,700	795,200	49,600	580,700	-	8,952,434
55	32,500	376,600	-	-	74,700	876,500	53,000	621,200	-	9,000,385
56	33,800	391,500	-	-	-	-	57,000	667,300	-	9,046,020
57	35,200	407,300	-	-	-	-	61,500	720,300	-	9,089,417
58	36,700	424,200	-	-	-	-	66,700	781,900	-	9,130,267
59	38,300	442,400	-	-	-	-	72,900	854,500	-	9,169,137
60	40,000	461,800	-	-	-	-	80,400	941,400	8,274,800	9,206,011

2. 「終身医療」の各共済契約の型の共済掛金額

(1) 医療2,000円型（女性の場合）

	終身払		短期払						全期前納	
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了			
発効時年齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
65	2,636	29,236	-	-	-	-	-	-	-	-
66	2,750	30,524	-	-	-	-	-	-	-	-
67	2,876	31,886	-	-	-	-	-	-	-	-

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
68	3,010	33,344	-	-	-	-	-	-	-
69	3,146	34,844	-	-	-	-	-	-	-
70	3,288	36,402	-	-	-	-	-	-	-

(2) 医療2,000円型（男性の場合）

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
65	3,524	39,026	-	-	-	-	-	-	-
66	3,696	40,910	-	-	-	-	-	-	-
67	3,880	42,904	-	-	-	-	-	-	-
68	4,074	45,030	-	-	-	-	-	-	-
69	4,280	47,250	-	-	-	-	-	-	-
70	4,496	49,588	-	-	-	-	-	-	-

(3) 医療3,000円型（女性の場合）

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
50	2,229	24,690	7,398	83,391	4,989	56,088	3,813	42,720	815,198
51	2,298	25,530	-	-	5,385	60,597	4,041	45,327	823,717
52	2,379	26,421	-	-	5,850	65,802	4,296	48,234	832,453

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
53	2,466	27,366	-	-	6,387	71,895	4,584	51,492	841,375
54	2,550	28,362	-	-	7,020	79,086	4,908	55,152	850,258
55	2,646	29,409	-	-	7,785	87,717	5,277	59,301	859,195
56	2,745	30,519	-	-	-	-	5,694	64,041	868,149
57	2,853	31,692	-	-	-	-	6,177	69,501	877,028
58	2,964	32,946	-	-	-	-	6,744	75,876	886,006
59	3,084	34,254	-	-	-	-	7,407	83,376	894,659
60	3,207	35,640	-	-	-	-	8,199	92,340	902,999
61	3,339	37,101	-	-	-	-	-	-	-
62	3,480	38,649	-	-	-	-	-	-	-
63	3,630	40,299	-	-	-	-	-	-	-
64	3,786	42,030	-	-	-	-	-	-	-
65	3,954	43,854	-	-	-	-	-	-	-
66	4,125	45,786	-	-	-	-	-	-	-
67	4,314	47,829	-	-	-	-	-	-	-
68	4,515	50,016	-	-	-	-	-	-	-
69	4,719	52,266	-	-	-	-	-	-	-
70	4,932	54,603	-	-	-	-	-	-	-

(4) 医療3,000円型 (男性の場合)

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
50	2,814	31,287	8,520	95,970	5,778	64,959	4,452	49,926	952,706
51	2,922	32,484	-	-	6,246	70,230	4,725	53,031	963,720
52	3,033	33,741	-	-	6,783	76,302	5,031	56,469	974,578

終身共済事業細則

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
53	3,153	35,067	-	-	7,410	83,373	5,370	60,312	985,494
54	3,282	36,459	-	-	8,145	91,689	5,754	64,599	995,899
55	3,411	37,911	-	-	9,027	101,628	6,183	69,429	1,005,936
56	3,549	39,444	-	-	-	-	6,666	74,916	1,015,573
57	3,693	41,058	-	-	-	-	7,227	81,216	1,024,859
58	3,846	42,768	-	-	-	-	7,875	88,536	1,033,837
59	4,014	44,583	-	-	-	-	8,643	97,176	1,042,739
60	4,191	46,533	-	-	-	-	9,567	107,535	1,051,592
61	4,380	48,621	-	-	-	-	-	-	-
62	4,590	50,874	-	-	-	-	-	-	-
63	4,806	53,316	-	-	-	-	-	-	-
64	5,040	55,863	-	-	-	-	-	-	-
65	5,286	58,539	-	-	-	-	-	-	-
66	5,544	61,365	-	-	-	-	-	-	-
67	5,820	64,356	-	-	-	-	-	-	-
68	6,111	67,545	-	-	-	-	-	-	-
69	6,420	70,875	-	-	-	-	-	-	-
70	6,744	74,382	-	-	-	-	-	-	-

(5) 医療5,000円型 (女性の場合)

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	1,175	12,670	1,430	15,555	1,355	14,745	1,300	14,100	835,201
1	1,185	12,825	1,455	15,860	1,380	15,005	1,320	14,325	838,375
2	1,205	12,995	1,485	16,175	1,410	15,280	1,340	14,560	841,756

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
3	1,225	13,180	1,515	16,520	1,430	15,575	1,365	14,825	846,463
4	1,240	13,385	1,545	16,900	1,460	15,910	1,390	15,115	852,145
5	1,260	13,635	1,585	17,320	1,495	16,270	1,420	15,440	859,303
6	1,285	13,905	1,625	17,790	1,530	16,685	1,455	15,810	868,406
7	1,315	14,210	1,665	18,305	1,570	17,135	1,485	16,215	878,809
8	1,340	14,565	1,725	18,880	1,615	17,640	1,525	16,665	890,965
9	1,370	14,925	1,775	19,480	1,665	18,165	1,575	17,145	903,980
10	1,405	15,305	1,830	20,110	1,710	18,725	1,610	17,635	916,741
11	1,440	15,695	1,890	20,780	1,760	19,310	1,660	18,165	930,758
12	1,480	16,110	1,950	21,485	1,810	19,925	1,710	18,710	944,674
13	1,520	16,545	2,020	22,230	1,870	20,570	1,755	19,280	958,944
14	1,560	16,990	2,090	23,010	1,935	21,250	1,810	19,885	973,996
15	1,600	17,460	2,160	23,825	1,995	21,955	1,865	20,515	989,261
16	1,645	17,935	2,230	24,690	2,055	22,700	1,925	21,170	1,004,674
17	1,690	18,445	2,320	25,600	2,130	23,485	1,985	21,855	1,020,404
18	1,730	18,965	2,405	26,560	2,200	24,300	2,050	22,570	1,036,374
19	1,780	19,480	2,490	27,550	2,270	25,135	2,115	23,305	1,052,053
20	1,820	20,000	2,580	28,570	2,355	25,995	2,180	24,050	1,066,942
21	1,870	20,520	2,670	29,620	2,430	26,875	2,250	24,800	1,080,792
22	1,915	21,045	2,770	30,715	2,505	27,780	2,315	25,565	1,094,009
23	1,960	21,560	2,870	31,845	2,590	28,710	2,385	26,360	1,107,178
24	2,010	22,065	2,965	33,010	2,675	29,650	2,450	27,140	1,118,363
25	2,050	22,550	3,070	34,190	2,760	30,585	2,520	27,920	1,128,198
26	2,095	23,015	3,185	35,405	2,840	31,540	2,590	28,700	1,136,671
27	2,135	23,460	3,295	36,650	2,920	32,515	2,660	29,475	1,143,580
28	2,170	23,885	3,405	37,925	3,015	33,490	2,725	30,250	1,149,116
29	2,210	24,310	3,525	39,275	3,100	34,505	2,805	31,055	1,154,384
30	2,250	24,735	3,655	40,700	3,200	35,575	2,870	31,890	1,159,300
31	2,285	25,170	3,780	42,215	3,295	36,685	2,950	32,750	1,163,603
32	2,320	25,610	3,920	43,830	3,400	37,865	3,030	33,640	1,167,392

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	
33	2,360	26,040	4,080	45,540	3,510	39,100	3,110	34,570	1,170,921
34	2,405	26,530	4,240	47,440	3,625	40,450	3,200	35,595	1,175,894
35	2,450	27,055	4,430	49,530	3,755	41,935	3,300	36,705	1,181,738
36	2,500	27,640	4,635	51,845	3,905	43,560	3,405	37,925	1,189,007
37	2,560	28,280	4,860	54,405	4,060	45,345	3,520	39,255	1,197,406
38	2,620	28,965	5,115	57,250	4,230	47,310	3,650	40,705	1,206,936
39	2,690	29,705	5,385	60,395	4,425	49,445	3,790	42,270	1,217,125
40	2,755	30,490	5,700	63,890	4,630	51,780	3,940	43,965	1,228,075
41	2,825	31,330	6,035	67,780	4,860	54,340	4,100	45,805	1,239,836
42	2,910	32,215	6,425	72,135	5,110	57,145	4,275	47,795	1,252,135
43	2,995	33,170	6,860	77,040	5,380	60,240	4,470	49,960	1,265,188
44	3,085	34,160	7,350	82,565	5,675	63,620	4,675	52,290	1,278,262
45	3,175	35,195	7,900	88,815	6,005	67,345	4,895	54,805	1,291,363
46	3,265	36,270	8,530	95,965	6,370	71,460	5,140	57,530	1,304,532
47	3,375	37,405	9,265	104,230	6,775	76,040	5,405	60,495	1,317,827
48	3,475	38,585	10,110	113,865	7,225	81,160	5,690	63,730	1,331,191
49	3,590	39,835	11,120	125,270	7,735	86,930	6,005	67,280	1,344,754
50	3,715	41,150	12,330	138,985	8,315	93,480	6,355	71,200	1,358,664
51	3,830	42,550	—	—	8,975	100,995	6,735	75,545	1,372,862
52	3,965	44,035	—	—	9,750	109,670	7,160	80,390	1,387,421
53	4,110	45,610	—	—	10,645	119,825	7,640	85,820	1,402,292
54	4,250	47,270	—	—	11,700	131,810	8,180	91,920	1,417,096
55	4,410	49,015	—	—	12,975	146,195	8,795	98,835	1,431,991
56	4,575	50,865	—	—	—	—	9,490	106,735	1,446,916
57	4,755	52,820	—	—	—	—	10,295	115,835	1,461,714
58	4,940	54,910	—	—	—	—	11,240	126,460	1,476,677
59	5,140	57,090	—	—	—	—	12,345	138,960	1,491,098
60	5,345	59,400	—	—	—	—	13,665	153,900	1,504,998
61	5,565	61,835	—	—	—	—	—	—	—
62	5,800	64,415	—	—	—	—	—	—	—

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
63	6,050	67,165	-	-	-	-	-	-	-
64	6,310	70,050	-	-	-	-	-	-	-
65	6,590	73,090	-	-	-	-	-	-	-
66	6,875	76,310	-	-	-	-	-	-	-
67	7,190	79,715	-	-	-	-	-	-	-
68	7,525	83,360	-	-	-	-	-	-	-
69	7,865	87,110	-	-	-	-	-	-	-
70	8,220	91,005	-	-	-	-	-	-	-

(6) 医療5,000円型（男性の場合）

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
0	1,215	13,100	1,470	16,015	1,395	15,140	1,335	14,450	855,933
1	1,220	13,195	1,490	16,250	1,405	15,330	1,345	14,615	855,347
2	1,235	13,315	1,510	16,515	1,425	15,555	1,365	14,800	855,631
3	1,240	13,465	1,540	16,825	1,455	15,815	1,380	15,025	857,882
4	1,265	13,655	1,570	17,170	1,480	16,110	1,400	15,275	861,166
5	1,280	13,870	1,605	17,575	1,505	16,450	1,430	15,575	866,816
6	1,305	14,115	1,645	18,010	1,540	16,830	1,460	15,910	873,898
7	1,330	14,415	1,690	18,510	1,580	17,260	1,495	16,290	882,873
8	1,360	14,740	1,735	19,055	1,620	17,740	1,530	16,720	893,905
9	1,390	15,090	1,795	19,640	1,670	18,245	1,570	17,175	905,562
10	1,425	15,455	1,845	20,260	1,715	18,780	1,610	17,645	917,261
11	1,460	15,845	1,900	20,905	1,765	19,345	1,660	18,140	929,477
12	1,490	16,240	1,965	21,595	1,820	19,945	1,705	18,675	942,906

発 効 時 年 齢	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
13	1,530	16,670	2,025	22,320	1,880	20,570	1,760	19,225	956,208
14	1,570	17,105	2,095	23,085	1,930	21,220	1,805	19,805	970,078
15	1,605	17,560	2,170	23,880	1,990	21,910	1,855	20,405	983,957
16	1,650	18,030	2,240	24,725	2,050	22,615	1,915	21,030	998,030
17	1,690	18,510	2,315	25,595	2,120	23,360	1,975	21,680	1,012,234
18	1,740	19,010	2,395	26,525	2,190	24,145	2,035	22,355	1,026,501
19	1,780	19,530	2,485	27,490	2,260	24,965	2,090	23,060	1,040,993
20	1,830	20,065	2,575	28,525	2,340	25,830	2,160	23,805	1,056,073
21	1,880	20,625	2,675	29,605	2,420	26,730	2,230	24,585	1,071,422
22	1,935	21,210	2,770	30,755	2,505	27,680	2,300	25,395	1,086,734
23	1,985	21,815	2,885	31,970	2,585	28,680	2,380	26,250	1,102,557
24	2,040	22,445	2,995	33,265	2,685	29,735	2,450	27,150	1,118,775
25	2,100	23,095	3,110	34,635	2,780	30,850	2,535	28,090	1,135,067
26	2,160	23,770	3,245	36,090	2,885	32,025	2,625	29,070	1,151,325
27	2,220	24,480	3,380	37,640	3,000	33,265	2,715	30,115	1,168,411
28	2,290	25,220	3,525	39,290	3,110	34,580	2,810	31,200	1,185,203
29	2,360	25,990	3,685	41,050	3,230	35,975	2,920	32,350	1,202,522
30	2,425	26,790	3,850	42,940	3,370	37,450	3,025	33,560	1,220,010
31	2,500	27,615	4,025	44,965	3,500	39,025	3,135	34,850	1,238,215
32	2,580	28,490	4,225	47,140	3,650	40,695	3,255	36,200	1,256,231
33	2,655	29,395	4,430	49,485	3,810	42,475	3,380	37,630	1,274,566
34	2,740	30,340	4,655	52,000	3,980	44,370	3,520	39,135	1,292,839
35	2,830	31,305	4,885	54,710	4,150	46,375	3,660	40,720	1,311,003
36	2,920	32,310	5,150	57,635	4,345	48,515	3,800	42,390	1,328,991
37	3,010	33,350	5,430	60,810	4,545	50,805	3,960	44,160	1,347,025
38	3,110	34,425	5,735	64,270	4,760	53,255	4,125	46,030	1,364,826
39	3,205	35,555	6,075	68,060	4,995	55,890	4,300	48,025	1,382,834
40	3,315	36,730	6,435	72,235	5,255	58,750	4,490	50,155	1,400,981
41	3,420	37,970	6,850	76,850	5,520	61,845	4,695	52,435	1,419,294
42	3,540	39,255	7,300	81,985	5,820	65,215	4,905	54,880	1,437,748

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	
43	3,665	40,615	7,810	87,730	6,145	68,895	5,140	57,510	1,456,384
44	3,785	42,035	8,380	94,185	6,505	72,920	5,390	60,345	1,475,172
45	3,920	43,515	9,030	101,500	6,890	77,350	5,665	63,395	1,493,768
46	4,060	45,080	9,765	109,855	7,325	82,240	5,960	66,715	1,512,808
47	4,200	46,715	10,620	119,510	7,810	87,680	6,275	70,305	1,531,528
48	4,360	48,440	11,615	130,765	8,350	93,750	6,620	74,230	1,550,515
49	4,520	50,245	12,790	144,040	8,950	100,565	7,000	78,515	1,569,312
50	4,690	52,145	14,200	159,950	9,630	108,265	7,420	83,210	1,587,843
51	4,870	54,140	-	-	10,410	117,050	7,875	88,385	1,606,200
52	5,055	56,235	-	-	11,305	127,170	8,385	94,115	1,624,296
53	5,255	58,445	-	-	12,350	138,955	8,950	100,520	1,642,489
54	5,470	60,765	-	-	13,575	152,815	9,590	107,665	1,659,831
55	5,685	63,185	-	-	15,045	169,380	10,305	115,715	1,676,561
56	5,915	65,740	-	-	-	-	11,110	124,860	1,692,621
57	6,155	68,430	-	-	-	-	12,045	135,360	1,708,099
58	6,410	71,280	-	-	-	-	13,125	147,560	1,723,062
59	6,690	74,305	-	-	-	-	14,405	161,960	1,737,898
60	6,985	77,555	-	-	-	-	15,945	179,225	1,752,653
61	7,300	81,035	-	-	-	-	-	-	-
62	7,650	84,790	-	-	-	-	-	-	-
63	8,010	88,860	-	-	-	-	-	-	-
64	8,400	93,105	-	-	-	-	-	-	-
65	8,810	97,565	-	-	-	-	-	-	-
66	9,240	102,275	-	-	-	-	-	-	-
67	9,700	107,260	-	-	-	-	-	-	-
68	10,185	112,575	-	-	-	-	-	-	-
69	10,700	118,125	-	-	-	-	-	-	-
70	11,240	123,970	-	-	-	-	-	-	-

(7) 医療10,000円型（女性の場合）

発効時年齢	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	2,350	25,340	2,860	31,110	2,710	29,490	2,600	28,200	1,670,402
1	2,370	25,650	2,910	31,720	2,760	30,010	2,640	28,650	1,676,749
2	2,410	25,990	2,970	32,350	2,820	30,560	2,680	29,120	1,683,512
3	2,450	26,360	3,030	33,040	2,860	31,150	2,730	29,650	1,692,925
4	2,480	26,770	3,090	33,800	2,920	31,820	2,780	30,230	1,704,291
5	2,520	27,270	3,170	34,640	2,990	32,540	2,840	30,880	1,718,606
6	2,570	27,810	3,250	35,580	3,060	33,370	2,910	31,620	1,736,811
7	2,630	28,420	3,330	36,610	3,140	34,270	2,970	32,430	1,757,617
8	2,680	29,130	3,450	37,760	3,230	35,280	3,050	33,330	1,781,930
9	2,740	29,850	3,550	38,960	3,330	36,330	3,150	34,290	1,807,959
10	2,810	30,610	3,660	40,220	3,420	37,450	3,220	35,270	1,833,482
11	2,880	31,390	3,780	41,560	3,520	38,620	3,320	36,330	1,861,517
12	2,960	32,220	3,900	42,970	3,620	39,850	3,420	37,420	1,889,347
13	3,040	33,090	4,040	44,460	3,740	41,140	3,510	38,560	1,917,888
14	3,120	33,980	4,180	46,020	3,870	42,500	3,620	39,770	1,947,992
15	3,200	34,920	4,320	47,650	3,990	43,910	3,730	41,030	1,978,522
16	3,290	35,870	4,460	49,380	4,110	45,400	3,850	42,340	2,009,349
17	3,380	36,890	4,640	51,200	4,260	46,970	3,970	43,710	2,040,809
18	3,460	37,930	4,810	53,120	4,400	48,600	4,100	45,140	2,072,747
19	3,560	38,960	4,980	55,100	4,540	50,270	4,230	46,610	2,104,105
20	3,640	40,000	5,160	57,140	4,710	51,990	4,360	48,100	2,133,884
21	3,740	41,040	5,340	59,240	4,860	53,750	4,500	49,600	2,161,584
22	3,830	42,090	5,540	61,430	5,010	55,560	4,630	51,130	2,188,017
23	3,920	43,120	5,740	63,690	5,180	57,420	4,770	52,720	2,214,355
24	4,020	44,130	5,930	66,020	5,350	59,300	4,900	54,280	2,236,727
25	4,100	45,100	6,140	68,380	5,520	61,170	5,040	55,840	2,256,396
26	4,190	46,030	6,370	70,810	5,680	63,080	5,180	57,400	2,273,343
27	4,270	46,920	6,590	73,300	5,840	65,030	5,320	58,950	2,287,160
28	4,340	47,770	6,810	75,850	6,030	66,980	5,450	60,500	2,298,231

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	
29	4,420	48,620	7,050	78,550	6,200	69,010	5,610	62,110	2,308,767
30	4,500	49,470	7,310	81,400	6,400	71,150	5,740	63,780	2,318,600
31	4,570	50,340	7,560	84,430	6,590	73,370	5,900	65,500	2,327,205
32	4,640	51,220	7,840	87,660	6,800	75,730	6,060	67,280	2,334,784
33	4,720	52,080	8,160	91,080	7,020	78,200	6,220	69,140	2,341,842
34	4,810	53,060	8,480	94,880	7,250	80,900	6,400	71,190	2,351,788
35	4,900	54,110	8,860	99,060	7,510	83,870	6,600	73,410	2,363,475
36	5,000	55,280	9,270	103,690	7,810	87,120	6,810	75,850	2,378,013
37	5,120	56,560	9,720	108,810	8,120	90,690	7,040	78,510	2,394,813
38	5,240	57,930	10,230	114,500	8,460	94,620	7,300	81,410	2,413,872
39	5,380	59,410	10,770	120,790	8,850	98,890	7,580	84,540	2,434,249
40	5,510	60,980	11,400	127,780	9,260	103,560	7,880	87,930	2,456,151
41	5,650	62,660	12,070	135,560	9,720	108,680	8,200	91,610	2,479,671
42	5,820	64,430	12,850	144,270	10,220	114,290	8,550	95,590	2,504,269
43	5,990	66,340	13,720	154,080	10,760	120,480	8,940	99,920	2,530,376
44	6,170	68,320	14,700	165,130	11,350	127,240	9,350	104,580	2,556,525
45	6,350	70,390	15,800	177,630	12,010	134,690	9,790	109,610	2,582,726
46	6,530	72,540	17,060	191,930	12,740	142,920	10,280	115,060	2,609,064
47	6,750	74,810	18,530	208,460	13,550	152,080	10,810	120,990	2,635,653
48	6,950	77,170	20,220	227,730	14,450	162,320	11,380	127,460	2,662,382
49	7,180	79,670	22,240	250,540	15,470	173,860	12,010	134,560	2,689,507
50	7,430	82,300	24,660	277,970	16,630	186,960	12,710	142,400	2,717,328
51	7,660	85,100	-	-	17,950	201,990	13,470	151,090	2,745,724
52	7,930	88,070	-	-	19,500	219,340	14,320	160,780	2,774,843
53	8,220	91,220	-	-	21,290	239,650	15,280	171,640	2,804,585
54	8,500	94,540	-	-	23,400	263,620	16,360	183,840	2,834,192
55	8,820	98,030	-	-	25,950	292,390	17,590	197,670	2,863,983
56	9,150	101,730	-	-	-	-	18,980	213,470	2,893,832
57	9,510	105,640	-	-	-	-	20,590	231,670	2,923,428
58	9,880	109,820	-	-	-	-	22,480	252,920	2,953,354

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
59	10,280	114,180	-	-	-	-	24,690	277,920	2,982,196
60	10,690	118,800	-	-	-	-	27,330	307,800	3,009,996

(8) 医療10,000円型（男性の場合）

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
0	2,430	26,200	2,940	32,030	2,790	30,280	2,670	28,900	1,711,866
1	2,440	26,390	2,980	32,500	2,810	30,660	2,690	29,230	1,710,694
2	2,470	26,630	3,020	33,030	2,850	31,110	2,730	29,600	1,711,262
3	2,480	26,930	3,080	33,650	2,910	31,630	2,760	30,050	1,715,764
4	2,530	27,310	3,140	34,340	2,960	32,220	2,800	30,550	1,722,331
5	2,560	27,740	3,210	35,150	3,010	32,900	2,860	31,150	1,733,633
6	2,610	28,230	3,290	36,020	3,080	33,660	2,920	31,820	1,747,797
7	2,660	28,830	3,380	37,020	3,160	34,520	2,990	32,580	1,765,747
8	2,720	29,480	3,470	38,110	3,240	35,480	3,060	33,440	1,787,811
9	2,780	30,180	3,590	39,280	3,340	36,490	3,140	34,350	1,811,123
10	2,850	30,910	3,690	40,520	3,430	37,560	3,220	35,290	1,834,522
11	2,920	31,690	3,800	41,810	3,530	38,690	3,320	36,280	1,858,955
12	2,980	32,480	3,930	43,190	3,640	39,890	3,410	37,350	1,885,813
13	3,060	33,340	4,050	44,640	3,760	41,140	3,520	38,450	1,912,417
14	3,140	34,210	4,190	46,170	3,860	42,440	3,610	39,610	1,940,155
15	3,210	35,120	4,340	47,760	3,980	43,820	3,710	40,810	1,967,913
16	3,300	36,060	4,480	49,450	4,100	45,230	3,830	42,060	1,996,061
17	3,380	37,020	4,630	51,190	4,240	46,720	3,950	43,360	2,024,467
18	3,480	38,020	4,790	53,050	4,380	48,290	4,070	44,710	2,053,003

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	
19	3,560	39,060	4,970	54,980	4,520	49,930	4,180	46,120	2,081,985
20	3,660	40,130	5,150	57,050	4,680	51,660	4,320	47,610	2,112,146
21	3,760	41,250	5,350	59,210	4,840	53,460	4,460	49,170	2,142,844
22	3,870	42,420	5,540	61,510	5,010	55,360	4,600	50,790	2,173,468
23	3,970	43,630	5,770	63,940	5,170	57,360	4,760	52,500	2,205,115
24	4,080	44,890	5,990	66,530	5,370	59,470	4,900	54,300	2,237,551
25	4,200	46,190	6,220	69,270	5,560	61,700	5,070	56,180	2,270,134
26	4,320	47,540	6,490	72,180	5,770	64,050	5,250	58,140	2,302,651
27	4,440	48,960	6,760	75,280	6,000	66,530	5,430	60,230	2,336,822
28	4,580	50,440	7,050	78,580	6,220	69,160	5,620	62,400	2,370,407
29	4,720	51,980	7,370	82,100	6,460	71,950	5,840	64,700	2,405,043
30	4,850	53,580	7,700	85,880	6,740	74,900	6,050	67,120	2,440,019
31	5,000	55,230	8,050	89,930	7,000	78,050	6,270	69,700	2,476,431
32	5,160	56,980	8,450	94,280	7,300	81,390	6,510	72,400	2,512,461
33	5,310	58,790	8,860	98,970	7,620	84,950	6,760	75,260	2,549,133
34	5,480	60,680	9,310	104,000	7,960	88,740	7,040	78,270	2,585,679
35	5,660	62,610	9,770	109,420	8,300	92,750	7,320	81,440	2,622,005
36	5,840	64,620	10,300	115,270	8,690	97,030	7,600	84,780	2,657,982
37	6,020	66,700	10,860	121,620	9,090	101,610	7,920	88,320	2,694,050
38	6,220	68,850	11,470	128,540	9,520	106,510	8,250	92,060	2,729,653
39	6,410	71,110	12,150	136,120	9,990	111,780	8,600	96,050	2,765,669
40	6,630	73,460	12,870	144,470	10,510	117,500	8,980	100,310	2,801,962
41	6,840	75,940	13,700	153,700	11,040	123,690	9,390	104,870	2,838,589
42	7,080	78,510	14,600	163,970	11,640	130,430	9,810	109,760	2,875,496
43	7,330	81,230	15,620	175,460	12,290	137,790	10,280	115,020	2,912,769
44	7,570	84,070	16,760	188,370	13,010	145,840	10,780	120,690	2,950,344
45	7,840	87,030	18,060	203,000	13,780	154,700	11,330	126,790	2,987,536
46	8,120	90,160	19,530	219,710	14,650	164,480	11,920	133,430	3,025,616
47	8,400	93,430	21,240	239,020	15,620	175,360	12,550	140,610	3,063,057
48	8,720	96,880	23,230	261,530	16,700	187,500	13,240	148,460	3,101,029

	終身払		短期払						全期前納
			60歳払込満了		65歳払込満了		70歳払込満了		
発 効 時 年 齢	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	
49	9,040	100,490	25,580	288,080	17,900	201,130	14,000	157,030	3,138,624
50	9,380	104,290	28,400	319,900	19,260	216,530	14,840	166,420	3,175,686
51	9,740	108,280	-	-	20,820	234,100	15,750	176,770	3,212,400
52	10,110	112,470	-	-	22,610	254,340	16,770	188,230	3,248,592
53	10,510	116,890	-	-	24,700	277,910	17,900	201,040	3,284,979
54	10,940	121,530	-	-	27,150	305,630	19,180	215,330	3,319,662
55	11,370	126,370	-	-	30,090	338,760	20,610	231,430	3,353,122
56	11,830	131,480	-	-	-	-	22,220	249,720	3,385,242
57	12,310	136,860	-	-	-	-	24,090	270,720	3,416,197
58	12,820	142,560	-	-	-	-	26,250	295,120	3,446,124
59	13,380	148,610	-	-	-	-	28,810	323,920	3,475,795
60	13,970	155,110	-	-	-	-	31,890	358,450	3,505,305